

川田甕江資料集 一

川田甕江資料集を読む会
(倉敷市市民企画提案事業による)

川田甕江資料集 一 目次

凡例	4
序文	7
写真	10

資料の部

《漢字仮名混じり文》

一 小野務【B―1069】	川田甕江	14
二 由緒書【B―863】	川田甕江	19

《漢詩文》

三 上秋月侯書【B―861】	川田甕江	32
四 方谷・甕江詩の応酬【B―363】	山田方谷・川田甕江	50
五 三島中洲・依田学海寿詩【B―354】	三島中洲・依田学海・信夫繁	64
六 鈴木輔寿詩【B―353】	鈴木輔	74
七 贈従一位毛利公偉勲銘【資料外】	川田甕江撰	80
八 瓮江先生之碑【資料外】	三島中洲撰	88

《書簡》

九 甕江自筆書簡【D―70】	御歌所御中宛	明治六く十三の間	112
一〇 甕江自筆書簡【D―63】	いと・あや・たつ宛	年不詳	116
一一 甕江自筆書簡【D―64】	杉山千和宛（含・漢詩七言絶句三首）	明治十九年	120
一二 甕江自筆葉書【D―78】	阪正臣宛	明治二十く五年	126
一三 甕江自筆書簡【D―61】	米国の鷹宛	明治二十四年	132
一四 甕江自筆書簡【D―27】	孫・美乃宛	明治二十六、七年	138
一五 甕江自筆書簡【D―59】	留守宅中宛（含・漢詩七言律詩三首）	明治二十九年	145
一六 八重夫人書簡【D―65】	杉山琴宛	年月日不祥	153
一七 八重夫人書簡【D―66】	杉山琴宛	年月日不祥	155
一八 八重夫人書簡【D―67】	杉山琴宛	年月日不祥	157
一九 八重夫人書簡【D―60】	杉山琴宛	年月日不祥	161
二〇 宍戸環書簡【D―62】	川田甕江宛	年不詳	165
二一 小野湖山書簡【D―5】	川田鷹宛	明治三十年	174
川田甕江年譜			180
「川田甕江資料を読む会」会員名簿			188
あとがき		三宅 昭三	189

凡 例

☆この資料集は、一般の読者の通読の便を考慮して、原本解読に際し、次の原則に従った。

一、和文（書簡文を含む）の場合

- ① 原本の解読文は、すべてその表記に従った。ただし、変体仮名は普通のかなに、異体字は本字に直して表記した。
- ② 原本の字数・行数についてはその通り表記し、「欠字」「並出」などの敬語表現もこれに従った。
- ③ 原本の漢字の表記は、明確に旧字体である場合はそれをうい、明確な新字体、或いは崩し字でいずれとも判別できない場合は、新字体で表記した。
- ④ やや難読と思われるものには解読文の後に《解読文の読み》を付した。
- ⑤ 《解読文の読み》の表記については現行表記に従い、多少とも難読と思われる漢字には適宜「ルビ」を付した。

二、漢文の場合

- ① 原本の字数・行数についてはその通り表記せず、資料集の体裁に従って表記した。
- ② 原本の漢文に読点がある場合は、それに従った。読点がない場合は、そのまま白文として表記した。また、「欠字」の敬語表現には従った。
- ③ 原本の漢文の後に《読み下し文》をつけて、通読の助けとした。

三、漢詩の場合

原本の字数・行数についてはその通り表記せず、絶句や律詩の場合は五字または七字で二句づつを一行に表記し、かつ押韻を表記した。

☆解読資料については、かなり綿密に「注」をつけた。

一、注には調べた会員名とその出典を示した。

- ① 出典の引用については、引用の後に（誰々調、『□□辞典』何々社）、或いは（誰々調、○○著『□□□□』何々社）としたが、刊行年については省略した。
- ② 諸橋轍以著『大漢和辞典』、『広辞苑』、『国史大辞典』については、単に上記のようにと略称した。
- ③ 出典の文章から略述した際は、『□□辞典』よりと、「より」を付して示した。
- ④ 資料の注に関しては「＊」で示し、注の注および当会の解説部分には、「＊＊」としてその違いを示した。

二、出典引用の表記

- ① 引用の表記は、原則として現代表記に従った。
- ② 引用文については、出典にルビを振っている場合はこれに従った。
- ③ 『大漢和』引用については、その表記に従って、旧字体、「歴史的仮名遣い」とした。
- ④ 『大漢和』の引用による場合、「中る」「更へ」などのほか、通常難読と思われる漢字には、現代表記により、ひらがなでルビを付した。
- ⑤ 『大漢和』から例文を示す際には、返点を略し、句読点のみ従った。但し、その読み下し文は括弧内において、返点に従い、新字体とし、仮名遣いはルビを含めて現代表記とした。

例 「孟子、萬章上」匹夫匹婦、有不被堯舜之澤者、若己推而内之溝中。（匹夫匹婦も、堯舜の沢を被らざる者有らば、己推して之を溝中に内るるが如し）。

- ⑥ 指示代名詞としての「之」「是」「夫」などは、「之を」「是を」「夫を」のようにルビを付して表記し、再述、強調などの場合は、「之れ」「是れ」「夫れ」のように表記した。また、「益」「愈」

などは、「益々」「愈々」として表記した。
三、人名辞典の表記について

①生没年については、例えば「*板倉勝静・いたくらかつきよ 文政六年(1823)〜明治二十二年(1889)」とし、その他年号も和暦を主とし、西暦は右のごとく半角のアラビア数字で挿入した。また、文中の年号表記も、すべて右の体裁に統一した。
②和暦の次の括弧内の西暦は、単純換算である。

☆倉敷市の整理番号との関連

一、倉敷市では、「川田甕江資料」の分類を行い、平成十八年度末に『甕江文庫目録』を作成した。その分類は左によっている。

A 蔵書 B 原稿(他者を含む) C 記録・雑録(他者を含む)
D 書簡・弔辞(他者を含む) E 奉職・賜品 F 書画
G 写真

二、この資料集では、右の分類整理番号を併記して、原本との照合を可能にするべく努力した。

三、当会の解読活動は、倉敷市当局による分類作業が始まる以前、平成十七年十月より始まっている。右目録の作成は、今後の解読作業に大きく資するものであり、今後の当会の解読は、B及びDを主体として読み進めることになる。但し、資料集の分類項目は、右のBからDにかけては、解読精査の上、おのずから別のものになることがある。

序 文

昨年の正月、私たちの会の顧問の古城真一先生が逝去された。今年は玉島湊開港三五〇年とのこと
で、商工会議所などから依頼された原稿を完結後の大往生であった。

先生は郷土史家として、玉島に縁故のある人たちの資料の収集と顕彰に、生涯を捧げられた。甕江・川田剛の資料が玉島に将来されたのも、ひとえに古城先生と安原完藏氏の尽力による。

安原氏は川田家の縁者であり、古城先生とともに玉島文化協会の重鎮であられた。このたびの『川田甕江資料集・一』発刊にあたり、お二人に深甚の謝意を表し、併せてご冥福をお祈りしたい。

平成二年二月、倉敷市立玉島図書館は『甕江俗牘』を発売した。川田甕江から三島中洲に宛てた書
状集である。これは昭和六十二年に甕江の孫の川田正雄氏より寄贈された一群の資料中のものではあ
った。

これより先き昭和四十五年四月には、「川田甕江先生顕彰会」から「甕江文庫」として、『随甕紀程』
を含む漢籍や自筆草稿などが玉島図書館に寄贈されている。川田家からの寄贈は以後数度にわたるが、
いずれも「玉島文化協会」、つまりは古城先生の仲介による。そのいきさつについて、お元氣な間に
玉島図書館として詳しくお聴きしておいては、と十八年秋に申しあげたこともあった。

『甕江俗牘』の刊行後、鎌倉市にお住まいの川田正雄氏が中央図書館に立ち寄られた。その折氏は、
ひとりしかない娘に結婚する気がない、と洩らされた。玉島本覚寺の川田家墓地の整理や移転、書
画や書状の寄贈もそのころであったが、そのようなお家の事情も背景のひとつかと感じた記憶がある。

近世末期、備中松山藩は佐幕、即朝敵とみなされ、城地は備前岡山藩が接收し管理した。山田方谷を中心に、川田甕江や三島中洲の奔走で藩が再生したことは周知のことであり、この資料集にも紹介されている。

幕末維新期に活躍した人々には、幕府にも諸藩にも、従来の家格にとらわれない事例が多い。松山藩の場合では甕江も中洲も、その師の方谷もそのひとりである。

そのような人材も、明治の新政府で政治の主流に連なることは稀である。かつての朝敵で、しかも小藩という宿命は、彼らをして文筆、ひいては教育界という限られた世界で活躍せしめた。甕江の資料の解説がさらに進めば、彼のその面での活躍がより鮮明になるであろう。

再生した備中高梁藩を辞した甕江は、東京に定住した。明治二十四年秋、開通して間のない山陽鉄道で甕江は玉島に帰省した。前年に貴族院議員に勅撰されている彼は、町民の作ったアーチをくぐった。蓋し故郷に錦を飾ったというべきであろう。その時の作と伝えられる、玉島と湊を讃えた詩碑が、円通寺公園に建てられている。

この資料集は、会員の努力と情熱の結実である。また会の発足・維持・運営には、会の代表であり、事務局長を自ら担当された三宅氏の多大なご苦勞があった。氏のご尽力がなければ市の助勢もなく、今回の刊行もない。会員以外の読者にもこのことは知っていただきたい。またいつも申しあげていることであるが、気鋭の方がその土地の史資料に挑戦し、味読していただきたいと念願している。この資料集もそのための契機になれば、まことにありがたい。

平成二十年正月吉日

川田甕江資料を読む会 講師

小野 敏也

——甕江関連写真——



翁江先生の碑



甕江と長男 鷹



甕江夫人・八重



甕江画像 野口小蘋・画



「甕江先生旧宅」碑



川田甕江故宅



松山藩時代（後列中央が甕江）

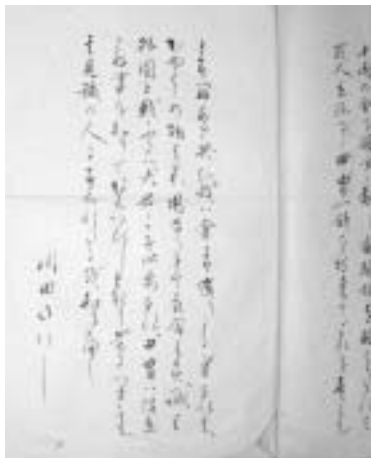
漢字仮名混じり文

おのれ十五六歳のころ、小野務といふ老翁に就て、歌道をまなひ、社中の歌合に、二三度うちつゝきかちけるか、翁ほめはせで、今より以後ふつとこれを止めよといへり、不審のあまり、子細を尋ぬるに、されはの事よ、そこか不才ならんには、さてもありぬへし、物の用に立たん身の、歌人となるかいとをしきなりと答ふ、おのれ此一言にはけまされ、経史を学び、国典をも読習へれば、彼の埒上老人か、履を落して、張良を誡めし、昔語さへ思ひ出られて、いとかたしけなしや、翁は吉備の國、長尾の郷土、國中に雙ひなき、大福長者にて、家に蔵書多く、古今の事を知り、取置き敷島の道にかしこく、其詠史百首など、遍く世に賞翫せらる、されとこの人、唯文藝に達したるのみならず、時務にも疎からず、いにし安政年中、攘夷の論世に



諱く、人々武具を買調ふ、折ふし翁、軍用のため数千両の金を、領主に獻し、番頭格を賜はりければ、或人立派なる甲冑一領を持来て、これを賣らんとす、翁あさ笑ひ、我ハ金にて造りたる身なれば、かやうの物は不用なりとて取合はず、誠は外國と戦ふにハ、火器こそ必要なれ、甲冑ハ役立たぬ事を知りて、かくいひしとなり、是につきても、其見識の人にすくれたるを知るへし

川田たけし



《解読文の読み》

おのれ十五六歳のころ、小野務といふ老翁に就て歌道をまなび、社中の歌合に二三度うちつづきかちけるが、翁ほめはせで、今より以後ふつとこれを止めよと言えり。不審のあまり子細を尋ぬるに、「さればの事よ、そこが不才ならんには、さてもありぬべし。物の用に立たん身の、歌人となるがいとおしきなり」と答う。おのれ此も一言にはげまされ、経史を学び、国典をも読み習えれば、彼の埒上老人が履を落して張良を誡めし昔語さえ思い出られて、いとかたじけなしや。

翁は吉備の国長尾の郷土、國中に雙ひなき大福長者にて、家に蔵書多く、古今の事を知り、取置き敷島の道にかしこく、其の詠史百首など遍く世に賞翫せらる。されどこの人、唯文芸に達したるの

みならず、時務にも疎からず、いにし安政年中、攘夷の論世に諱しく、人々武具を買い調う。折ふし翁、軍用のため数千両の金を領主に献じ、番頭格を賜わりければ、或る人立派なる甲冑一領を持ち来りて、これを売らんとす。翁あざ笑ひ、「我は金にて造りたる身なればかような物は不用なり」とて取り合わず。誠は外国と戦うには火器こそ必要なれ、甲冑は役立たぬ事を知りて、かくいいしとなり。是につきても、其の見識の人にすぐれたるを知るべし

川田たけし

一 小野 務

注

***小野務・おのつとむ** 天明七年(1787・6・6)〜嘉永七年(1854・1・27)歌人。字は伯本。通称は本太郎。号は蘇菴・柿園・古甕・改堂・同禹子・則山人・七三居士など。狂歌名は長尾白狐。屋号は移山亭・六不知庵・坡南荘・知らずのや。浅口郡長尾村の豪農小野櫟翁の長男に生まれる。経史を西山拙斎門人の玉島の横溝藿里に学び、詩文を菅茶山・頼山陽に指導を受けた。和歌を香川景樹、木下幸文に学び、若狭の妙玄寺義門、森田節斎ら名士と交わったが、とくに紀州の国学者・歌人の加納諸平(号柿園)と親しく、諸平は自らを近柿園、務を遠柿園と手紙に書いている。多くの歌を残したが、「詠史百首」、「浄瑠璃百首」などが名高い。門人帳には百六十一人の名がある。妻は愛子。女流歌人として務とともに『類題鰻玉集』に歌が載り、その詠草に「薄園詠草」がある。その子善太郎(簫)も歌人であった。父櫟翁の跡を継ぎ丹波亀山藩松平図書頭の御用達を務め、のち勘定方になって江戸の常費を掌り、中小姓から馬廻格に進んだ。藩政の改革を促し、天保七年(1836)の飢饉の際は私米を施すなど良吏としての功績が多く、家業をもまた盛んにした。(三宅昭三・調、『岡山県歴史人物事典』)

***歌合・うたあわせ** 人々を左右に分け、その詠んだ短歌を左右一首ずつ組み合わせて判者が優劣を判定し、優劣の数によって勝負を決する遊戯。その単位を一番といい、小は数番から大は千五百番に上る。平安初期以来、宮廷・貴族の間に流行、詩合に先立って起る。(三宅昭三・調、『広辞苑』)

＊圯上老人・イジャウノラウジン 「圯」はつちばし。漢の張良が下邳の圯上で出逢った老人。黄石公をいふ。「史記、留侯世家」良嘗閒從容、步游下邳圯上、有一老父衣褐、至良所、直隨其履圯下、顧謂良曰、孺子下取履。（良〈張良〉嘗て聞く從容し、歩いて下邳の圯上に遊ぶ。一老父の衣褐（粗末）なる有り、良の所に至り、直ちに其の履を圯下に墮し、顧みて良に謂いて曰く、「孺子（小僧）下りて履を取れ」と。）（三宅昭三・調、『大漢和』）

＊張良・チャウリヤウ 漢の人。字は子房。諡は文成。其の先は韓王の五代に亘つて宰相を勤めた。秦が韓を滅した後、良は全財産を擧げて刺客を探し求め、秦王を刺して韓のために仇を報いんとし、力士を得て始皇を博浪沙に狙撃したが、誤つて副車に中る。秦が犯人を求めること甚だ急なるに因り、姓名を更へ、下邳に亡匿し、太公の兵法を圯上の老人に受けたといふ。漢の高祖が兵を起すや、良は常に畫策し、項羽を滅して天下を定む。高祖が即位するに及び、留侯に封ぜられた。晩年、黄老を好み、神仙辟穀の術を学ぶ。蕭何・韓信と共に三傑と称せられた。「史記、五十五」・（前漢書、四十）（三宅昭三・調、『大漢和』）

＊時務・じむ その時に必要な務め。当世の急務。その時の政務。（三宅昭三・調、『広辞苑』）

＊譚・カ かまびすしい。（三宅昭三・調、『大漢和』）

二 由緒書 解説 【B—863】

改 済

由 緒 書

川 田 剛

覚

一 自分 高五拾石 川田剛

本國生國共備中

實川田佐兵衛次男二而御座候嘉永年

中江戸表ニ遊学御儒者

古賀謹一郎様江入塾文学修

行仕候安政丙辰夏分部

若狭守様之聘ニ應し客禮ニ而

江州大溝江罷越侍講並ニ家

中之取立学館之改革等仕候

翌丁未年秋（並江上ル）板倉主計頭様

板——

より御頼ニ而（付）（並江上ル）御同人様御中



御――

屋敷中ニ居住仕殿中講

義並ニ学問所教授相勤候

尤分部若狭守様江も以前之

通り相勤候ニ付御両家様より

俸禄被贈下罷在候處

當御代安政六己未二月廿五日御合力

扶持三人扶持被下置候萬延元庚申

年十月十三日御上屋敷学問所江助藩 罷出教授△

△仕候同年十二月二日御家臣並被仰

付候同二辛酉年二月七日新ニ被召出

高五拾石被下置御馬廻格被成下

△被成下学頭被仰付候△平日肩衣御免△同年

五月朔日初而 御目見申上候同月

十七日新開懸り被仰付候

但姓は藤原那須与一宗隆之

子肥前守資頼六代之孫に

川田六郎資成と申者下野國

都賀郡川田村を領せしニ因而

川田を以て氏ニ仕候其子孫志摩

守景頼吉川興經ニ属し

備中ニ居住仕候次ニ彈正左衛門

次ニ志摩次ニ總兵衛次ニ孫右衛門

次ニ四郎兵衛次ニ半太夫從是

以後代々蒔田氏ニ仕官仕候

次ニ八兵衛次ニ平内次ニ佐兵衛

此時始而浪人仕同國淺口郡

阿賀崎新田ニ居住仕候夫より

私親共迄三代何れも佐兵衛と

申シ同所居住罷在候

右之通ニ御座候以上

文久元辛酉年

川田剛

十一月朔日

花押

乙部一郎左衛門 殿

齋藤 齋 殿

新嘉坡川田村を領せしニ因而
川田を以て氏ニ仕候其子孫志摩
守景頼吉川興經ニ属し
備中ニ居住仕候次ニ彈正左衛門
次ニ志摩次ニ總兵衛次ニ孫右衛門
次ニ四郎兵衛次ニ半太夫從是
以後代々蒔田氏ニ仕官仕候
次ニ八兵衛次ニ平内次ニ佐兵衛
此時始而浪人仕同國淺口郡
阿賀崎新田ニ居住仕候夫より
私親共迄三代何れも佐兵衛と
申シ同所居住罷在候
右之通ニ御座候以上
文久元辛酉年
十一月朔日
川田剛
乙部一郎左衛門殿
齋藤 齋殿

御上屋敷学問所江助藩 罷出教授△
△仕候同年十二月二日御家臣並被仰
付候同二辛酉年二月七日新ニ被召出
高五拾石被下置御馬廻格被成下
△被成下学頭被仰付候△平日肩衣御免△同年
五月朔日初而 御目見申上候同月
十七日新開懸り被仰付候
但姓は藤原那須与一宗隆之
子肥前守資頼六代之孫に
川田六郎資成と申者下野國

《解読文の読み》

改め済み（朱書）

由緒書

川田剛

覚え

一、自分（高五拾石）川田剛、本国生国共備中、実は川田佐兵衛の次男にて御座候。嘉永年中江戸表に遊学、御儒者古賀謹一郎様へ入塾、文学修行^{つかまつ}仕^しり候。安政丙辰（安政三年1856）夏、分部若狭守様の聘に応じ、客礼にて江州大溝へ罷^{まか}り越し、侍講並びに家中の取り立て、学館の改革等仕り候。

翌丁未（丁巳の誤り）年（四年1861）秋、板倉主計頭様よりお頼みに付き、御同人様御中屋敷中に居住仕り、殿中講義並びに学問所教授相い勤め候。尤も、分部若狭守様へも以前の通り相い勤め候に付き、御両家様より俸禄贈り下され罷^{まか}り在り候処、当御代安政六己未（1865）二月二十五日、御合力扶持三人扶持下し置かれ候。万延元庚申（1860）年十月十三日、御上屋敷学問所へ罷り出で教授仕り候。同年十二月二日、御家臣並み仰せ付けられ候。

同二辛酉の年二月七日、新たに召し出され高五十石下し置かれ、お馬廻り格、平日肩衣御免成し下され、学頭仰せ付けられ候。同年五月朔日、初めてお目見え申し上げ候。同月十七日、新開懸り仰せ付けられ候。

但し、姓は藤原、那須与一宗隆の子肥前守資頼六代の孫に、川田六郎資成と申す者、下野の国都

賀郡川田村を領せしに因りて川田を以て氏に仕り候。其の子孫志摩守景頼、吉川興経に属し備中に居住仕り候。次に弾正左衛門、次に志摩、次に總兵衛、次に孫右衛門、次に四郎兵衛、次に半太夫、是れ従^より以後代々蒔^ま田^た氏に仕官仕り候。次に八兵衛、次に平内、次に佐兵衛、此の時始めて浪人仕り、同国浅口郡阿賀崎新田に居住仕り候。夫^{それ}より私親共迄三代、何^いれも佐兵衛と申し同所に居住罷^{まか}り在り候。

右の通りに御座候。以上。

文久元辛酉年十一月朔日

川田剛・花押

乙部一郎左衛門 殿

斎藤 斎 殿

《講師指摘》

*敬語表現

欠格 □□被 仰付□□□□

並出 □□被

仰付□□□□

頭格 □□被

仰付□□□□ 天皇・將軍などの場合。

「私親共三代」の「私」を小さく書くのも、敬語表現の一つである。

「當御代」は頭格で、十四代將軍家茂を指す。

二

由緒書

注

*古賀謹一郎・こがきんいちろう 文化十三年(1816)～明治十七年(1884) 幕末より明治へかけての

儒者また洋学者。名は増、字は如川、劉姓、古賀氏。茶溪と号し、また謹堂と号した。晩には専ら茶溪を以て行はれた。文化十三年十一月十一日、江戸昌平黌の官舎に生まれた。父は幕府の儒官古賀侗庵である。茶溪家学を承籍し、年十七にしてすでに二十一史に通じ、長じて洋学をも修めた。儒者見習より儒者となり、のち更に蕃書調所を督した。その間外国とのことの起つてより、或はその答書を起草し、或は出でて外人と接見し、賛畫するところが少なくなかった。明治維新後朝廷より徴せられたが、辞して出でず、明治十七年十月三十一日浅草区向柳原の居に病歿、年六十九。大塚先塋の次に葬られた。茶溪その学漢と洋とを兼ね、その学政を董するや、しばしば浪士の狙ふところとなつたが、而して、名望ますます隆んに、就いて学ぶ者が絶えなかつた。晩年はただ典籍をこれ侶とした。天性忠孝にして、毎朝先づ祖先の神主を拝してその後事に就き、祖父母父母の忌日には必ず大塚に往いて墓を掃った。また毎月十七日には必ず上野に往いて東照宮を拝した。忠孝節烈のことに遇うては、賞激感嘆し、言と涕と俱に下つた。その著書に『度日閑言』二十五冊、『卮言日書』一冊があり、稿本が帝国図書館に蔵せられている。(三宅昭三・調、『日本人名大事典』平凡社)

*分部若狭守・わけべわかさのかみ 分部光貞。分部家は豊臣秀吉に仕え、伊勢上野城に拠り一万石余を領した分部光嘉の子孫。元和五年(1619)近江大溝に入封、二万石を領した。(三宅昭三・調、

『藩史事典』(秋田書店)

***大溝藩**・おのみぞはん 近江国大溝(滋賀県高島郡高島町)を藩庁とした藩。藩主分部氏は伊勢藤原氏、工藤祐長の一流と称す。外様。城持。分部光嘉の時、関ヶ原の戦に徳川方に味方し伊勢上野に二万石を与えられたが、光嘉の外孫光信の時大阪の陣の戦功により元和五年(1619)大溝へ転封され、その後、嘉治・嘉高・信政・光忠・光命・光庸・光実・光邦・光寧・光貞・光謙と大溝藩主を継承し、光謙の時、明治四年(1871)廃藩置県により大津県に合併される。所領石高は二万石。元来、大溝とは京極氏の家臣磯野丹波守の構築した城名で、民家は石垣村に属したが、その後織田信澄在城のあとをうけ分部光信が入城し、武家屋敷と町家を分けて城下町を整備してから大溝町の名を生じ、大溝藩と称した。領地は近江国高島郡三十二ヵ村、同野洲郡五ヵ村にまたがり、地方支配には郡奉行一名とその下に代官四名があつた。

藩校 藩主分部光庸は好学の士で、学校の設立を企てたが、財政難でその意を達せず、次の光実の天明五年(1785)学館を外郭内に設けて修身堂と称し、儒臣中村鸞溪(仁斎学派)が教授となつて学則を整えた。士族の長男は八歳より入学して、終身学籍を免れ得なかつた。教科は漢学・算術・習字・習礼で、武芸は別館の練兵堂で修めた。安政の初め光貞の時、川田甕江が賓師に招かれて学館の拡充を図り、命により『藤樹先生年譜』を撰んだ。甕江が安政年中(1854~56)制定した修身堂規則に、官員として督学一名、教授一名、助教二名、句読師二名とあり、少年生徒はおよそ五、六十名であつた。この藩校は廃藩まで存続した。(香西尚恵・調、『国史大辞典』より)

***丁未・テイビ** 丁巳(安政四年)の誤り。(三宅昭三調、岩波『日本史年表』)

***板倉主計頭**・いたくらかずえのかみ 板倉勝静を指す。勝静は周防守、阿波守、伊賀守を称したが、周防守以前に主計頭を称したものか。(三宅昭三・調、『国史大辞典』より) 板倉勝静の詳しい注は、『上秋月侯書』の注による。

***合力扶持**↓**扶持**・ふち 扶持は扶助の語とともに、助けるの意から転じて、戦国時代末期から近世幕藩制時代に主として下級家臣に対する給与の意味に用いられた。広義には知行取に対する土地などの扶助もあるが、蔵米(くらまい)取層に対する扶持米や加扶持・役扶持・特別手当などが主であり、多様な形態をとっている。切米・現米・給金に対して、「拾人扶持」のごとき表示をとる扶持は、日給(一人一日米五合)計算による月俸一斗五升であり、一年間では一石八斗Ⅱ五俵五升(三斗五升入俵)の給与となり、これを一人扶持という。本俸以外の「扶持」として、知行取と蔵米に対する諸種の扶持米がある。(一)役職手当(扶助)、(二)特別手当(扶助)、(三)扶持名をもたないが扶持に準じた手当(扶助)がある。ここでは、(三)にあたる。(山下喜美子・調、『国史大辞典』より)

***上屋敷・中屋敷・下屋敷**について 近世の江戸における大名の邸宅を「大名屋敷」「江戸藩邸」と言った。幕府との関係については、参勤交代と妻子江戸居住の強制によって制度化された一種の証人屋敷であり、藩にとつては江戸藩庁の所在地・江戸詰藩士の居住地でもあつた。各藩の屋敷には、上屋敷・中屋敷・下屋敷の区別があり、他に蔵屋敷を持つ藩もあつた。上屋敷は藩主の居宅であり居屋敷とも呼ばれた。敷地に余裕があれば、藩主の家族もこの上屋敷に住んだが、そうでない場合、特に隠居した藩主や成長した世子などは別の屋敷に別れて住む場合も多かった。そ

の様なときに、上屋敷の予備邸として使われたのが中屋敷であった。中屋敷は、上屋敷が火災などの被害を受けた場合の避難邸としても用いられた。下屋敷や郊外の抱屋敷は、河岸地にあったものは荷揚げ場や倉庫の敷地として使われ、遊興のための広大な庭園や菜園などにも当てられていた。藩士は上屋敷に長屋を与えられて住む者が多く、収容しきれない場合は中屋敷・下屋敷に分住した。上屋敷の平面構成は、藩主の住む殿舎及びそれに付随する庭園や馬場と、藩士らが住む長屋群との二つに大きく区分され、それぞれの空間は板塀などで区切られていた。幕末期、上屋敷の中で最も大きかったのは加賀前田藩の本郷邸一〇万三八二坪、次いで水戸藩の小石川邸一〇万一八三坪であった。(菊池眞理・調、『日本史大辞典』平凡社より)

***那須与一・なすのよいち** 生没年不詳。鎌倉時代前期の武士。与一は通称で、下野国の豪族那須資隆(資高)の十一番目の子とされ、余一とも書く。『那須系図』でははじめ宗隆でのち資隆に改めたとされるが、『平家物語』では宗高とする。小兵ながら弓矢をよくしたと伝えられ、文治元年(1185)二月、源義経に従って屋島の戦に加わった与一が、平家方の小舟に立てた扇の的を一矢でみごとに射落して敵味方の賞讃を博した話は、『平家物語』十一や『源平盛衰記』に名場面として描かれていて著名である。この時与一は、『平家物語』では二十歳ぐらい、『那須系図』では十七歳とされている。これらの功により、丹波国五箇荘、信濃国角豆荘、若狭国東荘宮川原、武蔵国太田荘、備中国絵原荘を拝領したと伝えられる。しかし与一(宗隆)の名も所領拝領のことも確かな史料にはみえず、物語上の人物としての色彩がきわめて濃い。後世、幸若舞・能楽・歌舞伎などに与一を素材とした話が多く取り上げられるようになる。『那須系図』では建久元年(119

〇)に源頼朝の上洛に供奉して山城国で没し、伏見の即成院に葬られたとあり、『寛政重修諸家譜』では文治五年八月八日に山城国伏見で没し、法名を禪海宗悟即成院と号したとされるが、いずれも信用の限りではなく不詳。(三宅昭三・調、『国史大辞典』)

***吉川興経・きつかわおきつね** 永正五年(1508)～天文十九(1550) 千法師・治部少輔、法名桃源安叟常仙。元経の長男。大永二年(1522)父の死去により家を継ぎ、祖父国経の後見を受けた。同五年、興経とともに尼子氏方であった毛利元就が大内氏方に転じ、その後、元就から山県郡南部で莫大な所領給与を条件に大内氏方になるように誘われたが断った。天文九年(1540)から翌年にかけての尼子氏勢の毛利氏の本拠郡山城包围攻撃に参加、毛利勢と激しく戦った。しかし尼子氏勢敗走の直後大内氏方となり、同十一年から翌年にかけての大内氏の出雲遠征には先鋒を務めたが、大内氏の敗色が濃くなると、尼子氏の畠田城内に逃げ込んだ。興経はその後毛利氏とのりなしで大内氏に降るなど、去就が定まらなかった。さらに吉川氏の宿老と興経の寵臣大塩氏との間に分裂が起こり、吉川氏の宿老と結んだ元就は、天文十六年、二男元春(母は吉川国経の娘妙玖)を興経の養子とした。同十九年九月二十七日、元春が大潮に入部した直後、興経は実子とともに毛利氏によって殺害され、ここに藤原吉川氏の正系は断絶した。(赤澤正三・調、『戦国人名事典』)

***蒔田氏** 初代蒔田広定は豊臣秀吉と秀頼に仕え、関ヶ原の後封地を没収されたが、浅野幸長のとりなしにより、備中、河内、山城、摂津の内で一萬石を与えられ、居を備中浅尾に構えた。その後分封により七千石余となったが、文久三年(1863)高直りにより一萬石で大名の列に復した。浅尾

陣屋は、慶応二(1866)年に立石孫一郎に率いられた長州第二奇兵隊に倉敷代官所と共に占拠され、撤退に際して焼き討ちにされた(倉敷浅尾騒動)。また領内の浅口郡大谷村の百姓川手文治郎は、安政五年(1858)に金神の啓示を受け、翌年から神への取り次ぎを始め金光教を立教した。(三宅昭三・調、『藩史事典』秋田書店より)

*** この「由緒書」によれば、甕江は大溝、松山両藩から俸禄を貰って学問教授などに当たっていたが、それは正式な家臣としてではなく、仕事を依頼された報酬と解した方がよからう。そうして、松山藩に於ける扱いを見ると、「安政四丁巳秋、松山藩の中屋敷居住、殿中講義及び学問所教授」は両藩から俸禄を受け、松山藩からは「安政六己未二月、御合力扶持三人扶持」と改められた。翌「万延元庚申年十月、上屋敷学問所教授」となり、「同年十二月、御家臣並」、翌「万延二年二月七日」を以て漸く「高五十石、御馬廻格」の正式な家臣となった。この点、三島中洲撰の「瓮江先生之碑」の簡潔な表現とは異なっている。(三宅昭三)

漢詩文

三 上秋月侯書

解 読

【B—861】

(川田甕江原稿に、三島中洲が読点、圈点、評語を朱書したものによる)

五月十二日松山藩臣川田剛泣血悲慟、上書

三等大臣行政官辦事秋月侯閣下。剛聞人子之失、歡於父母也、父母怒而逐之。然及聞其饑寒流離備嘗艱苦、則憫然而哀、惻然而傷。於是有人從傍救解、告以其悔過謝罪、則釋然而赦之。何者、鞭撻雖嚴、而情發於慈愛也。【(上欄朱書、以後同) 喻既動人】夫天子者天下之父母。寡君蒙譴責、亦其赤子。而流離艱苦、悔過謝罪、切且至矣。苟有為之救解者、未必不憫然而哀、惻然而傷、釋然而赦之。乃剛默而不言。非獨不忍坐視寡君之患、併恐負

聖主子育天下之心。是剛之所以潛行入京、竊陳情於左右也。【是時余實在藩調送旅資往復機事其書滿筐存今】雖然臣子之道在於恭順。剛豈敢抗言激論爭曲直辨是非哉。亦惟為寡君乞哀而已。乞哀無他、亦惟表其無異心而已。【乞哀表無異心一篇綱領】蓋寡君為人謹厚有餘、而果斷不足。有濟世求治之志、而無應變御衆之才。若夫軍旅之事、則尤非其所長、而性之所最不喜也。嚮者東軍之在大坂也、禍機將發。敝藩之士有諫寡君者。寡君嘉納、使其親詣永井氏及會桑陣營說之。【諫言蓋謂余詩中所謂山田方谷獻策而持策上坂諫寡君及遊說會桑者為亡友神戶謙二郎余亦與知其事追懷當時不勝遺憾】而陸軍衆士怒號躁進、勢不可制、遂有正月二日之舉。嗚呼寡君而果有反意乎、則不亘使其臣游說以沮

軍氣。寡君而果好犯上乎、則固宜身執旗鼓率先士衆。乃不然、而坐致大變。其為衆人所劫制可知。而剛萬々保其無異心也。【此段舉當時事迹證其無異心議論緊切】何則吾邦開關以來 皇統一系、人臣各守其分。蓋風習所存、有不期然而然者。是故雖以平高時之暴、源尊氏之姦、未敢遽覬覦 神器。況乎近日尊 王之說盛行於天下、匹夫匹婦亦且知 皇位之不可篡、與皇威之不可犯。則寡君雖至愚、頭戴 皇國之天、足踏 皇國之地、口食 皇國之粟。而父祖奕世垂青拖紫、其身又歷事

先帝

今上兩朝、爵叙四位、班列侍從。為榮多矣。乃有何所恨、敢弄干戈抗 天朝乎哉。【彎弓似俗作抗或反如何】且寡君之尊奉 王室所從來久矣。今試舉其一二證之。先是大將

軍照德公之襲先職也、【先業作職如何】年尚幼冲、凡百禮節、遵用故格。天使東下不曰降臨曰參向、歲時獻物不曰進貢曰贈遺。名分錯亂、大抵類此。而寡君當路首議其非、蓋僭濫之弊於是乎革焉。既而 朝旨召公入朝。幕府自大猷公以降坐受爵位、不朝覲者十餘世矣。而一旦召之、衆議嚶々、曰朝則損幕威。而寡君慙懃使其西上、躬率諸侯扈從

先帝幸於加茂。蓋述職之制於是乎行焉。往年爵宮侯建言、請修治 山陵。有司出納之吝、斥曰非急務也。而寡君百方周旋、遂置 山陵奉行以督之。及事竣、

先帝褒稱、賜以 御衣。蓋追遠之典於是乎舉焉。【此段舉平生三事表無其異心議論更著實】夫其平生所為如此、則近日之事決非寡君之意。【世子事似突出然無好手段不若依旧乎】今者寡君幽於薊宮。薊宮當賊軍出沒之衝、萬一彼奪為質、敝藩人心為之騷擾、訴冤

呼痛、蜂屯蠅集。則雖無大害於國家、剛恐其或違寡君恭順之旨也。【既而公父子果陷于賊中流離于奥羽蝦夷之間藩情洶々其不至蜂屯蟻集者蓋幸矣以上數段表無異心以下乞哀】抑剛嘗聞之。王者以不忍人之心、行不忍人之政。故曰功疑惟重、罪疑惟輕。而寡君之罪、則其情有可輕者矣。又嘗聞之。一夫有不得其所、則若己擠而納之溝中。而寡君之居、則不得其所矣。嗚呼寡君而非皇朝之臣子則已。苟亦臣子也。則聖明在上、寧有不察其情、哀其窮、而有其罪者哉。【嗚呼數句遙應首段比喻以下少覺冗長然陳情之文不得不然依旧亦不妨】昔者緹縈上書請没身贖父罪。漢文感動遂止肉刑。今

聖主之仁、遠過漢文。而剛迫切之情、不異於緹縈。苟得以剛身贖寡君之罪、車裂鼎烹固所不辭。但剛名在罪籍、變形換姿、或為奴僕、或為乞丐、為醫、為卜、為農、工商賈、晝伏夜行、踪跡韜晦。【毅卿之潛行夷束裝于余生家阿兄理髮阿母着衣以擬奴僕後母兄每話及此泫然握涕】即欲上疏

闕下、勢不可得。伏惟閣下學優德隆、遭遇明時、下士愛才、不棄困窮。而剛嘗辱一面之識。是以瀆冒尊嚴、敢布區々。顧此書不文、語無次第。然心血所注、一字一淚。願閣下携之於朝、奏寡君父子流離艱苦可哀可傷之狀。仰祈聖慈、俯從輕典、使其得拔身賊地、待命敝邑、則天地再造之恩、忘身報効、萬死無憾。惟閣下哀而垂察焉。

《読み下し》

五月十二日、松山藩臣川田剛、泣血悲慟して書を三等大行政官弁事秋月侯閣下に入る。剛聞く、人子の歎びを父母に失うや、父母怒りて之を逐う。然れども其の饑寒流離して備に艱苦を嘗むるを聞くに及べば、則ち惘然として哀れみ惘然として傷む。是に於て人有り、傍らより救解し、告ぐるに其の過ちを悔い罪を謝するを以てすれば、則ち釈然として之を赦す。何となれば、鞭撻するに厳なりと雖も、而も情は慈愛より発すればなり。【（上欄朱書、以後同）喩え既に人を動かす】。夫れ天子は天下の父母なり。寡君は譴責を蒙るも、亦其の赤子たり。而して流離艱苦、過ちを悔い罪を謝すること切且つ至れり。苟くも之が為に救解する者有らば、未だ必ずしも惘然として哀れみ惘然として傷み、釈然として之を赦さずんばあらず。乃ち剛黙して言わず。独り寡君の患を坐視するに忍びざるのみならず、併せて聖主天下を子育するの心に負くを恐る。是れ剛の潜行して京に入り、竊かに情を左右に陳ぶる所以なり。【是の時、余は実に藩に在り、旅資を調え送り、機事を往復す。其の書は筐に満ちて今も存す】。然りと雖も臣子の道は恭順に在り。剛豈敢えて抗言激論して、曲直を争ひ、是非を弁ぜんや。亦惟寡君の為に哀れみを乞うのみ。哀れみを乞うに他無し、亦唯其の異心無きを表わすのみ。【哀れみを乞うに異心無きを表すは、一篇の綱領たり】。

蓋し寡君の人と為りは、謹厚に余り有りて果斷に足らず。世を済い治を求むるの志有りて変に応じ衆を御するの才無し。夫れ軍旅の事の若きは、則ち尤も其の長ずる所に非ずして、性の最も喜ばざる所なり。嚮者東軍の大坂に在るや、禍機將に発せんとす。弊藩の士寡君を諫むる者有り、寡君

嘉納し、其の親をして永井氏及び会桑の陣營に詣りて之を説かしむ。【諫言は、蓋し余の詩中の所謂山田方谷の献策を謂う。而して策を持し上坂して君を諫め、会桑に遊説に及びたる者は、亡友神戸謙二郎為り。余も亦其の事に与り知る。當時を追懷すれば、遺憾に勝えず】。而るに陸軍の衆士怒号躁進し、勢い制す可からず、遂に正月二日の挙有り。嗚呼、寡君にして果して反意有らんか、則ち宜しく其の臣をして游説し以て軍氣を沮ましむべからず。寡君にして果して上を犯すを好まんか、則ち固より宜しく身から旗鼓を執り士衆に率先すべし。乃ち然らずして坐して大變を致す。其の衆人の刼制する所と為ること知るべし。而して剛、万万其の異心無きを保するなり。【此の段、當時の事迹を挙げ、其の異心無きを証す。議論緊切なり】。何となれば、則ち吾が邦は開關以來皇統一系、人臣各々其の分を守る。蓋し風習の存する所、然るを期せずして然る者有り。是の故に平高時の暴、源尊氏の姦を以てすると雖も、未だ敢えて遽に神器を覬覦せず。況んや近日尊皇の説天下に盛行し、匹夫匹婦も亦且に皇位の篡うべからざると皇威の犯すべからざるとを知らんとするをや。則ち寡君至愚なりと雖も、頭に皇国の天を戴き、足は皇国の地を踏み、口に皇国の粟を食む。而して父祖は奕世垂青拖紫、其の身も又先帝・今上兩朝に歴史し、爵は四位に叙せられ斑は侍從に列せらる。榮為るや多し。乃ち何の恨む所有りて、敢えて干戈を弄して天朝に抗せんや。【「彎弓」は俗に似る。「作抗」或「反」は如何。（この部分、原文「敢彎弓於天朝」を、「敢弄干戈抗天朝」に改む】。

且つ寡君の王室を尊奉すること、従つて来る所久し。今試みに其の一二を挙げて之を證せん。是より先大將軍昭徳公の先職を襲うや、【「先業」、「職」に作るは如何。（「襲先業」を、「襲

先職」に改む】。年尚幼冲、凡百の礼節は故格を遵用す。天使の東下に降臨と曰わず参向と曰い、歳時の献物は進貢と曰わず贈遺と曰う。名分の錯乱すること大抵此に類す。而して寡君の路に当たるや、首めに其の非を議す。蓋し僭乱の弊はに於てか革まれり。既にして朝旨公を召して入朝せしむ。幕府大猷公より以降、坐して爵位を受け、朝覲せざるもの十余世なり。而して一旦之を召すや、衆議嘯嘯として曰く、「朝すれば則ち幕威を損う」と。而るに寡君は懲慙して其をして西上し、躬ら諸侯を率い、先帝の加茂に幸せらるに扈從せしむ。蓋し述職の制是に於てか行われり。往年爵官侯建言して山陵を修治せんと請う。有司出納の吝、斥けて曰く、「急務に非ざるなり」と。而るに寡君百方周旋し、遂に山陵奉行を置き以て之を督す。事竣るに及んで、先帝褒称したまい、賜わるに御衣を以てす。蓋し追遠の典、是に於てか挙がれり。【此の段、平生の三事を挙げ、其の異心無きを表し、議論更に着実なり】。

夫れ其の平生為す所此の如し。則ち近日の事は、決して寡君の意に非ず。【世子の事は突出するが似し。然れども好手段無くんば旧に依るに若かざらんか。（世子に関する部分は一全削除）】。今者寡君爵宮に幽せらる。爵宮は賊軍出沒の衝に当たれり。万一彼奪つて質と為さば、弊藩の人心之が為に騒擾し、冤を訴え痛を呼び、蜂屯蟻集せん。則ち大害国家に無しと雖も、剛其の或いは寡君恭順の旨に違ふを恐るるなり。【既にして公父子、果して賊中に陥ち、奥羽・蝦夷に流離の間、藩情洶々たり。其の蜂屯蟻集に至らざるは、蓋し幸いなり。以上数段は異心無きを表し、以下哀みを乞う】。抑々剛嘗て之を聞く、「王者は人に忍びざるの心を以て人に忍びざるの政を行ふ」と。故に曰く、「功の疑がわしきは惟れ重くせよ、罪の疑がわしき

は惟れ軽くせよ」と。而して寡君の罪は、則ち其の情軽くすべき者有り。又嘗て之を聞く、「一夫其の所を得ざる有れば、則ち己擠して之を溝中に納るるが若し」と。而して寡君の居は、則ち其の所を得ず。嗚呼、寡君にして皇朝の臣子に非ざれば、則ち已まん。苟くも亦臣子たれば、則ち聖明上に在りて、寧んぞ其の情を察し其の窮を哀れんで、其の罪を宥さざる者有らんや。【嗚呼の数句は、遙かに首段の比喻に応ず。以下少しく冗長を覺ゆ。然れども陳情の文は然らざるを得ず。旧に依る亦妨げず。】

昔者緹縈上書し、身を没して父が罪を贖わんと請う。漢文感動して、遂に肉刑を止む。今聖主の仁は遠く漢文に過ぐ。而して剛が迫切の情、緹縈に異らず。苟くも剛が身を以て寡君の罪を贖うを得ば、車裂鼎烹も固より辞せざる所なり。但だ剛が名は罪籍に在り、形を変え姿を換え、或いは奴僕と為り、或いは乞丐と為り、医と為りトと為り、農工商賈と為り、昼伏夜行、踪跡韜晦す。【毅卿の潜行実之余が生家に束装す。阿兄理髮し、阿母着衣し、以て奴僕に擬す。後に母兄、話此に及ぶ毎に、泫然として涕を握る。】（「生家」を「故里」に、「後」を「他日」に、「握涕」を「泣下」に訂正案―瓊江の書入なるか）【即ち闕下に上疏せんと欲するも、勢い得べからず。伏して惟んみるに、閣下は学優れ徳隆なり。明時に遭遇して、士に下り才を愛し、困窮を棄てず。而して剛嘗て一面の識を辱くす。是を以て尊嚴を瀆冒し、敢えて区區を布ぶ。顧みるに此の書不文にして、語は次第無し。然れども心血の注ぐ所、一字一涙す。願わくは閣下之を朝に携え、寡君父子の流離艱苦哀れむべく傷むべきの状を奏せられんことを。仰いで聖慈を祈り、俯して輕典に従い、其をして身を賊地より抜き、命を敝邑に待つことを得しめば、則ち天地

再造の恩、身を忘れ効に報いて万死するも憾み無し。惟だ閣下、哀れみて垂察されんことを。

邦人陳情書用漢字不若用國字之詳悉戊辰之事余実与毅卿同患難草哀訴状亦不下數十通皆用國字僅能達情意今毅卿此篇用漢字而盡情達意無復遺憾自非誠于内而嫺于辞惡能至于此哉

明治己卯仲夏 中洲三島毅妄評

《読み下し》

邦人（日本人）陳情の書、漢字（漢文）を用うるは、国字（和文）を用うるの詳悉に若かず。戊辰の事、余実（余）に毅卿（瓊江）と患難を同にし、哀訴の状を草すること、亦數十通を下らず。皆国字を用い、僅かに能く情意を達す。今毅卿の此の篇は、漢字を用い、而も情を尽くし意を達して、復た遺憾無し。内に誠に於て辞に嫺（熟達する）に非ざるよりは、惡んぞ能く此に至らんや。

明治己卯（十二年1879）仲夏

中洲三島毅妄評

此書雖如不見用于當時然經數年我松叟公父子蒙恩赦尋松叟公錫爵今拜東照廟祠官非聖天子諒察其無異心而、豈能然乎則此書也有功于公爲不少小

毅又識

《読み下し》

此の書當時に用いられざるが如しと雖も、然れども數年を経て、我が松叟公父子恩赦を蒙り、尋いで松叟公爵を錫わり、今東照廟祠の官を拜す。聖天子其の異心無きを諒察したまうに非ずして、豈能く然らんや。則ち此の書や、公に功有ること、少小ならずと爲す。

毅（中洲）又識

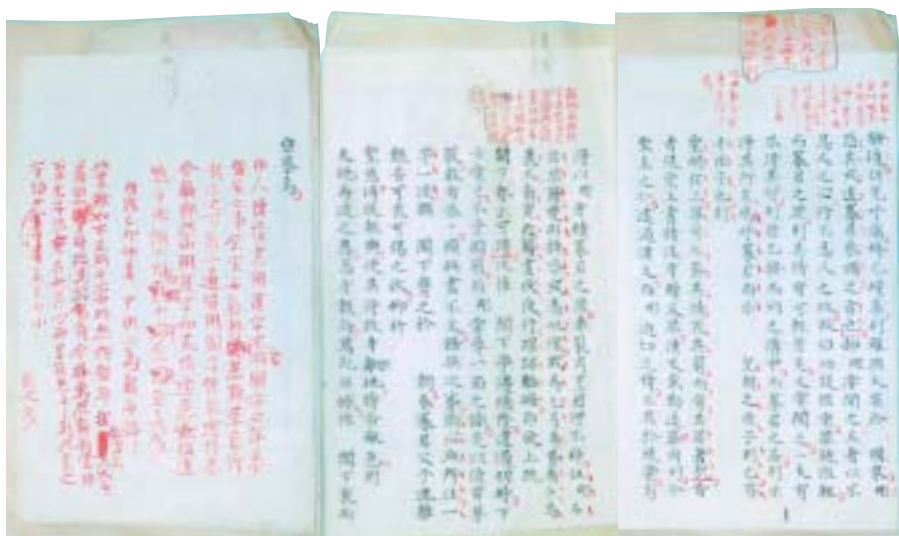
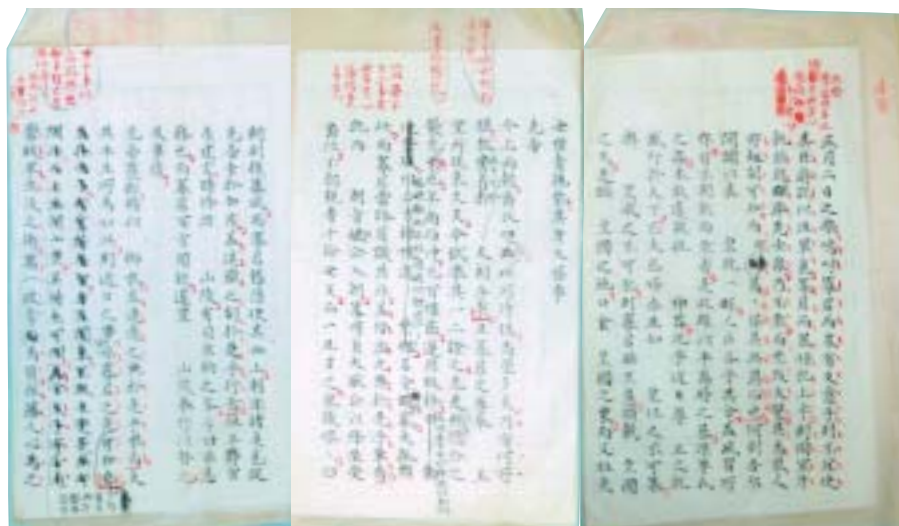
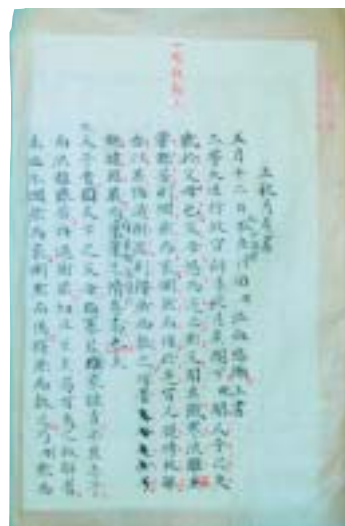
後年秋月種樹曰

(原文は『甕江川田剛』による)

…略…其恭順書既達于九閨、觀者感動。板倉氏之得処寛典復旧封者、蓋毅卿善其後也。…略…

《読み下し》

…略… 其の恭順書既に九閨^{きゅうかん}に達するや、観^みる者感動す。板倉氏の寛典に処せられ旧封を復するを得たる者は、蓋し毅卿（甕江）其の後を善くする也。…略…



*** 秋月種樹・あきづきたねたつ** 天保四年(1833)～明治三十七年(1904) 江戸時代後期の日向高鍋藩世子。明治天皇の侍読。通称政太郎、叙任して右京亮を称す。天保四年十月種任の三男に生まれ、文久三年(1863)六月藩主の兄種股^{たねとみ}の世子となる。前年十一月学問所奉行に任ぜられ、三年九月若年寄格に任じ、学問所奉行を兼ね、將軍徳川家茂の侍読を命ぜられ、十二月、家茂の上洛に随従し、元治元年(1864)五月本役および兼役を辞した。慶応三年(1867)六月若年寄に任じ、十二月辞した。維新後新政府に出仕して、明治元年(1868)二月参与・内国事務局権輔に就任。閏四月行政官の弁事に転じ、七月議政官下局議長を兼ね、九月議事体裁取調掛を命ぜられて議會制度の調査に従事、翌二年三月公議所が開設されると、初代議長となったが、四月罷めた。また学校制度の整備にも与り、元年十一月学校取調御用掛を兼ね、十二月判学事、翌二年四月副知学事に進み、七月大学少監、十月大学大監に任じ、三年七月罷めた。この間、元年六月より三年七月まで、侍読として明治天皇の輔導にあたった。この後、四年左院少議官、八年元老院議員などを歴任、同二十七年貴族院議員に勅選された。この間、華族会館・第十五銀行の設立にも尽力した。三十七年十月十七日没した。七十二歳。(三宅昭三・調、『国史大辞典』)

*** 饑寒・キカン** うえごごえる。(赤澤光政・調、『大漢和』)

*** 艱苦・カンク** 悩み苦しむ。辛苦。なんぎ。(赤澤光政・調、『大漢和』)

*** 惘然・ビンゼン** かなしげなさま。(赤澤光政・調、『大漢和』)

*** 惻然・ソクゼン** あわれみ悲しむ。同情する。(赤澤光政・調、『大漢和』)

*** 寡君・クワクン** 臣下が他国人に対して自分の主君を称する謙辞。寡徳なる君の意。(赤澤光政・調、『大漢和』)

*** 鞭撻・ベンタツ** むちうつ。いましめこらす。強くはげます。(赤澤光政・調、『大漢和』)

*** 譴責・ケンセキ** 叱り咎める。(赤澤光政・調、『大漢和』)

*** 敵・ヘイ** 自分を卑下する接頭語。敵邑。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*** 永井氏** 幕府若年寄・永井主水正尚志。慶応三年十二月十五日～翌年三月九日。(三宅昭三・調、『讀史備考』)

*** 会津藩・あいづはん** 寛永二十年(1643)、保科正之(家門・城持)が二十三万石で入封。その後幕末まで正之から容保まで九代の松平氏(元禄九年松平姓と葵の紋を与えられた)の支配がつづいた。藩政の困難を寛政・天保と二度の藩政改革で乗り切ったが、嘉永五年(1853)九代容保が嗣いで幕末の政局に巻き込まれていった。(堀分由美子・調、『国史大辞典』より)

*** 桑名藩・くわなはん** 慶長六年(1601)本多忠勝が入封。元和三年(1617)松平定勝(家康の異父同母弟)入封、子の定行の転封後、弟定綱が就封(久松松平)。以来御家門の支配。宝永七年(1710)二代定重が越後高田藩へ移封すると、備後福山から松平忠雅が入封、七代百十年の治世。久松松平氏は高田藩から白河藩へ転封、文政六年(1823)松平定信の子定永が再び桑名藩主に復した。定永―定和と続いたが、定和の長子が早世し、美濃高須藩より定敬が入って家督を相継した。(堀分由美子・調、『国史大辞典』より)

* 刼制・ケフセイ 「刼」は「劫」の俗字。おびやかし、従はせる。強制。「唐書、狄仁傑傳贊」操殺生柄、劫制天下。「殺生の柄を操り、天下を劫制す。」(井上靖子・調、『大漢和』)

* 覬覦・キユ 分外のことを窺ひ望む。上に対して非望をいだく。「故事成語考、人事」曰覬覦、曰睥睨、總是私心之窺望。「覬覦と曰い、睥睨と曰い、総て是れ私心の窺い望むなり」。(井上靖子・調、『大漢和』)

* 奕世・エキセイ だいたい。累代。「國語、周語上」奕世戴德、不忝前人。「奕世德を戴き、前人を忝めず」。(井上靖子・調、『大漢和』)

* 垂青・スヰセイ 青の印綬を垂らしさげる。「垂紫・スヰシ」は、「紫の印綬を垂らしさげる」と『大漢和』に載る。(赤澤正三・調、『大漢和』)

* 拖紫・タシ 紫の印綬を服する。高官となる。拖くはへる。(赤澤正三・調、『大漢和』)

* 歷事先帝今上兩朝 孝明天皇と明治天皇の兩朝に仕えた。孝明天皇は慶応二年十二月二十五日に崩御、明治天皇は慶応三年一月九日踐祚された。(三宅昭三)

* 照徳公 「昭徳公」。十四代將軍徳川家茂。(三宅昭三・調、『広辞苑』)

* 降臨・カウリン 貴人がその場所に来ること。(菊池眞理・調、『大漢和』)

* 参向・サンカウ でむく。おもむく。(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 進貢・シンコウ みつぎをたてまつる。進贈り物・かずけもの。(菊池眞理・調、『大漢和』)

* 贈遺・ゾウキ 人に物品をおくる。また、その品物。(菊池眞理・調、『大漢和』)

* 朝旨召公 文久三年(1863)三月四日、十四代將軍徳川家茂は、三代將軍家光以来二百三十年ぶりに

上洛入朝した。(三宅昭三)

* 大猷公 三代將軍徳川家光。元和九年(1693)六月、二代將軍秀忠上洛。七月家光上洛、秀忠征夷大將軍を辭職し、家光に將軍宣下。(三宅昭三)

* 徳川代々將軍の法号 家康¹ 安国院。秀忠² 台徳院。家光³ 大猷院。家綱⁴ 嚴有院。綱吉⁵ 常憲院。家宣⁶ 文昭院。家継⁷ 有章院。吉宗⁸ 有徳院。家重⁹ 惇信院。家治¹⁰ 浚明院。家斉¹¹ 文恭院。家慶¹² 慎徳院。家定¹³ 温恭院。家茂¹⁴ 昭徳院。(三宅昭三・調、『広辞苑』より)

* 朝覲・テウキン 諸侯が天子に謁見すること。(春に朝といひ、秋に覲といふ。)(香西尚恵・調、『大漢和』)

* 嚶嚶・カウカウ 志大きく言ふことの大きいさま。(嚶は、大げさに言ふの意。)(香西尚恵・調、『大漢和』)

* 述職・ジュツシヨク 諸侯が天子に朝して職務を述べ報告する。(香西尚恵・調、『大漢和』)

* 藩官侯 宇都宮藩主戸田忠恕。文久二年(1862)山陵修復の建白書を幕府に提出し、間瀬和三郎を頭取として藩士五十余名を付けて上洛させ山陵の調査を行った。慶応三年、藩主戸田忠友は奏者番となり寺社奉行を兼帯したが、徳川慶喜の謹慎蟄居により明治元年その職を辞した。戊辰の乱が起こると、宇都宮藩は勤王か佐幕かで藩論が定まらなかったが、結局勤王方に属することになった。そのため幕府軍の攻撃を受け、前藩主忠恕(忠友は上洛中)は城から脱出して館林城へ逃げた。そのため幕府軍の攻撃を受け、後日官軍は陣容を整え宇都宮を奪還したが、宇都宮の市街戦は激しく、このとき荒社も灰燼に帰した。このうち宇都宮藩は官軍に属し、会津若

松・三斗小屋方面で激戦した。(三宅昭三・調、『藩史事典』秋田書店刊)

* 追遠・ツキエン 祖先の美德を追ひ思ふ。先祖の祭に敬を盡すをいふ。「論語、學而」慎終追遠、民德歸厚矣。「終りを慎しみ遠きを追えば、民德厚きに帰す。」(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 蜂屯蠅集・ホウトンギシウ 蜂のやうに集まり、蟻のやうに群がること。「蠅」は音「ギ」で蟻のこと。(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 以不忍人之心行不忍人之政・人ニ忍ビザルノ心ヲ以テ人ニ忍ビザルノ政ヲ行フ 「孟子、公孫丑上」先王有不忍人之心、斯有不忍人之政矣。「先王は人に忍びざるの心有り、斯ち人に忍びざるの政有り。」(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 功疑惟重・功ノ疑ガハシキハ惟レヲ重クセヨ 功の大小不明なときは、大功の格に従つて賞せよ。「書、大禹謨」罪疑惟輕、功疑惟重。「罪の疑わしきは惟れを輕くせよ、功の疑わしきは惟れを重くせよ。」(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 若己擠而納之溝中・己擠シテ之ヲ溝中ニ納ルルガ若シ。 「孟子、萬章上」匹夫匹婦、有不被堯舜之澤者、若己推而内之溝中。「匹夫匹婦も、堯舜の沢を被らざる者有らば、己推して之を溝中に内るるが如し。」(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 緹縈・テイエイ 漢の文帝の時の孝女。父の淳于意が罪刑に當つたので、緹縈は身を以て父刑を贖はんことを請うた。帝はその意を憐れみ、ために肉刑法を除いたといふ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 乞丐・きつかい (丐も乞う意) こじき。こつじき。(西井幸子・調、『広辞苑』)

* 踪跡・そうせき 足跡。転じて、あとかた。ゆくえ。(西井幸子・調、『広辞苑』)

* 韜晦・とうかい (韜はつつむ、晦はくらます意) 自分の才能・地位等をつつみかくす事。形跡をくらしかくす事。「旧唐書宣宗紀」自己韜晦。(西井幸子・調、『広辞苑』)

* 闕下・けつか (宮闕のものとの意) 天子の御前。宮闕は宮城の門。転じて宮城。皇居。(西井幸子・調、『広辞苑』)

* 善後・ゼンゴ 後日のためによい謀をたてること。(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 板倉勝静・いたくらかつきよ 文政六年(1823)一月四日〜明治二十二年(1889)四月六日。幕末の老中・備中松山藩第七代藩主。幼名は寧八郎・万之進。奥州白河城に白河藩主(後に伊勢国桑名へ転封)松平定永の八男として生まれる。天保十三年(1862)六月、備中松山藩主板倉勝職の養嗣子となる。同十五年六月勝職に代わって藩地松山に帰り、藩政を執った時、陽明学者山田方谷の論説を聞き、他日その才を用いるべきことを知る(『板倉宗家歴世年譜』)。嘉永二年(1829)閏四月勝職の致仕により家督を相続。山田方谷を元締役兼吟味役として拔擢し、同三年から鋭意藩政改革を断行。「名君賢相」型の改革の成功により、藩財政を建て直すのみならず、後に勝静が老中になる一因となる(『備中松山藩の研究』)。安政四年(1857)八月奏者番兼寺社奉行となる。大老井伊直弼による政治弾圧の安政の大獄が起こると五手掛の一員となるが、大老と対立して同六年二月更迭された。文久元年(1861)二月再び奏者番兼寺社奉行となる。老中安藤信正襲撃事件の坂下門外の変後、勝静は老中となり、外国掛および勝手掛として外交と財政を管掌する。幕閣の中心人物となった勝静は『幕末の閣老板倉勝静』、英人殺傷の生麦事件などの内外問題に苦慮し、

しかも意見も幕議と合わず、辞職を請うにいたり、ついに元治元年(1869)六月老中を罷免された。第一次長州征討にあたって山陽道先鋒を命ぜられ、十一月藩士を率いて安芸国広島を進発、元治二年一月松山に凱旋する。長州再征発令後の十月再び老中となり、阿波守を伊賀守と改称し、同月將軍進発扈從・進発御用取扱を命ぜられる(『維新史料綱要』)。慶応二年(1866)七月の將軍家茂の没後、一橋慶喜の宗家相続と十五代將軍職就任に尽力する。同年から翌年にかけての幕政改革では、勝静は將軍慶喜の輔佐として専らその謀議に与かり、隠然首相の任にあった(『維新史』)。同三年十月の慶喜による朝廷への政權返上の大政奉還にあたっては、衷心は大政奉還に不満であったが(『丁卯日記』)、大勢を察しやむを得ないと考え、この実現に種々努力した。慶応四年一月の鳥羽伏見の戦い後、前將軍慶喜に従い江戸に帰り、隠居して松叟と号し、家督を勝全に譲る。松山藩は、勝静が徳川慶喜叛逆の妄挙を助けたとの理由で、岡山藩の征討を受けることとなった(『松山征討始末』)。その後勝静は奥州に流転し、その間奥羽越列藩同盟の参謀となったが戦況は不利で(『戊辰戦争』)、旧幕臣榎本武揚の戦艦に投じて函館に走った。家臣らの苦心により函館から東京に脱歸した勝静は、明治二年(1869)五月自訴状を宇都宮藩を通じて新政府に提出し、八月安中藩へ終身禁固となる。同五年一月朝廷の特旨によって禁固を許される。同八年四月東京から高梁に帰り、祖廟を拝し、諸旧臣を引見。同九年十一月特旨を以て従五位に叙せられた勝静は、翌年七月上野東照宮祠官に任ぜられた。(香西尚恵・調、『岡山県歴史人物事典』)

***日向高鍋藩** 高鍋〔財部〕(二万七千石)藩主の秋月氏は、太宰府少式などを出した家で、福岡県の秋月から移った。上杉鷹山は秋月家から養子に出ており、最後の藩主秋月種殷は、鷹山の兄の

曾孫である。

種殷も名君といわれたが、弟の種樹がよりよく知られている。その秀才ぶりは音に聞こえ、家茂の侍読兼若年寄格に拔擢された。一八六七年に再び若年寄に就任させられたが、出仕することなく辞退した。翌年には新政府軍参与、内国事務権輔となった。維新後は、版籍奉還を提唱し、公儀所議長などを歴任し、明治体制の確立に大きな功績を残し、のちに、元老院議員、貴族院議員になった。書や絵画もよくした人である。

北越戦線では高鍋藩に配属された元新撰組の荒井忠雄が、米沢藩家老・色部長門を討ち取ったが、米沢藩では、縁戚に当たたる高鍋藩兵に討たれたことを不幸中の幸いとして喜んだという。(赤澤正三・調、八幡和郎著『江戸三百藩最後の藩主』)

****** 「上秋月侯書」は幾通りかの稿があり、その中から甕江が三島中洲に送り、中洲が圈点を施し、上部及び末尾に評言を朱書したものを取り上げた。最終稿と思える見事な楷書の稿は、ここに取り上げた稿に校正を加えたものと同じである。その校正の跡は、或いは中洲の評言を容れ、或いは中洲が感嘆して圈点を打った部分を自ら訂正し、文章彫琢に厳しかった甕江の姿を髣髴とさせる。もちろん、秋月種樹に差し出したものは、その初稿である。また、学者が自らの文章を同等以上の学識ある学者に送り見解を求めたという風習も確かめられて、その点でも貴重な資料であろう。(三宅昭三)

＊ ＊ 資料は方谷の七言律詩（一）、甕江の七律（一）（二）、方谷の七律（二）の順で筆書されているが、これに先行するそれぞれの七律が、『山田方谷全集』第一冊（山田準編纂、昭和二十六年発行）にある。これと合わせ読むために、同全集から《参考・一》《参考・二》を採録して掲げ、その後に資料の七律四篇をあげた。さらに、右全集は年譜・明治四年正月の項に方谷の七言絶句を載せているが、甕江が方谷を訪ねた事情を推察させる部分があるので、《参考・三》として最後に掲げた。参考と資料とを合わせて、「方谷・甕江 詩の応酬」と題する所以である。（三宅昭三）

《参考・一》 『山田方谷全集』一、漢詩編 一一九（四一六）頁

小阪部郷覺寓中 與諸生同賦 山田方谷

村校秋深樂靜恬[◎] 欲經冬學計留淹[◎]

卜鄰農圃情偏厚 連席冠童員漸添[◎]

鷄警晨興鳴遠巷 月隨夜讀入低檐[◎]

目耕空愧躬耕績 黃稻如雲已上鎌[◎]

鹽韻

《讀み下し》

小阪部郷覺寓中、諸生と同じく賦す

村校秋深くして静恬^{せいてん}を楽しむ 冬学を経^へんと欲して留淹^{りゅうえん}を計る

卜^{ぼく}鄰^{りん}の農圃 情偏^{ひと}えに厚く 連席の冠童 員漸く添う

鷄は晨興^{いせい}を警めて遠巷に鳴き 月は夜読に随つて低檐に入る

目耕空しく愧^はず躬耕^{きゆうこう}の績 黃稻雲の如く已^{すで}に鎌に上る

【背景】明治二年六月、函館を脱した板倉勝静は東京に帰り自訴、それにより旧松山藩は二万石の高梁藩として復興を許された。新藩主は板倉勝弼。旧藩主父子は安中藩へ永禁錮となった。翌三年、山田方谷は長瀬塾を嗣子耕蔵に任せて、十月には母親の故郷である小阪部に隠退した。川田甕江もまた藩を辞して東京に出、塾を開いていた。右の詩は、明治三年十月、小阪部に於て方谷の詠じたものである。（三宅昭三、以下同）

《参考・二》 『山田方谷全集』一、漢詩編 一二〇（四一七）頁

附 川田甕江次韻

吾亦硯田甘退恬[◎] 曾嫌書劍累朝淹[◎]

備嘗艱難身無恙 重接光儀老未添[◎]

好雨知時長春草 古梅持節傍南檐[◎]

最傾心地開第塞 談道舌鋒銳似鎌[◎]

鹽韻

〔「方谷全集」漢詩編〕剛奔走國事。不謁方谷先生三年。去歲致仕。今茲辛未孟春。□詣^次其寓居。眉壽斤福。德儀加隆。因攀其郵校即事芳礎以記喜。 甕江漁夫 川田剛拜具

《読み下し》

吾も亦硯田退恬に甘んず 曾て嫌ふ書劍の累朝淹まるを

備さに艱難を嘗むるに身恙なく 重ねて光儀に接するに老未だ添わず

好雨 時を知りて春草を長じ 古梅 節を持して南檐に傍う

最も心地を傾けて第塞を開く 道を談ずれば舌鋒鋭きこと鎌に似たり

剛国事に奔走し、方谷先生に謁せざること三年。去歳致仕し、今茲に辛未孟春其の寓居に□

詣すれば、眉寿（長寿の人）斤福、徳儀隆んなるを加ふ。因て其の郵校即事の芳礎を攀き、

以て喜びを記す。

甕江漁夫 川 田 剛 拜 具

【背景】かつて安政五年、長州の久坂玄瑞は備中松山に山田方谷を訪れ、その藩政改革の概要を知り、かつ方谷が指揮する農兵の訓練を実見して驚嘆し、国許に詳しく書き送っていた。以来長州藩は方谷を尊敬すること厚く、明治新政府の中樞にいる木戸孝允は、越前福井藩の由利公正の太政官札発行の失敗の後、国家財政の確立に山田方谷の手腕を用いることを切望していた。

明治四年正月、川田甕江は木戸孝允の懇望により、新政府出仕要請のため方谷を訪れたものと思われる。折から方谷は、嗣子耕蔵の長瀬塾に帰って新年を迎えていた。方谷から《参考・一》の詩を示された甕江は、その韻に次して七律を賦し、暗に方谷の心事を探った。「重接光儀老未添」、「最傾心地第塞開」等の句に、その思いが籠められているのではなからうか。

《資料 方谷七律一》

亂後相逢神始恬 潜行記否此暫淹

丹心報國君方著 白髮憂時我更添

經劫都城或灰土 占閑田舍尚茅檐

連談喜聽歸耕計 欲贈腰間一柄鎌

鹽韻

甕江川田君至自東京來訪草廬有詩次予近製韻以見示

因疊韻賦贈 長瀬老隱方谷山田球拜具

《読み下し》

乱後あい逢うて神始めて恬し 潜行記するや否や此の暫淹

丹心 国に報いて君方に著われ 白髪 時を憂いて我更に添う

劫を経ば都城或いは灰土 閑を占めて田舎尚茅檐

連談聴くを喜ぶ帰耕の計 贈らんと欲す腰間一柄の鎌

甕江川田君東京自り至り、来りて草廬を訪う。詩有り。予の近製の韻に次して以て示さる。因

て韻を疊ね賦して贈る。 長瀬老隱方谷山田球拜具

【背景】川田甕江の暗に新政府出仕を促す七律の問いかけに対して、方谷は「潜行記するや否や此の暫淹」と問いかけ、「聴くを喜ぶ帰耕の計、贈らんと欲す腰間一柄の鎌」と結んで、その気持ちはないことを示した。



《資料 甕江七律一》

萬死難危報主思^思 功成揮手入林園^思
須知杜句深憂國 更見韓文妙立言^思
几席白揺滄海氣 鬚眉翠深遠山痕^思
想君夜讀修清課 水映霜窓月滿軒^思

元韻

《読み下し》

万死の艱危 主恩に報い 功成り手を揮^{ふる}つて林園に入る。
須^すく知るべし 杜句の憂国深きを 更^{あらた}めて見る 韓文の立言の妙なるを。
几席白く揺るる滄海の氣 鬚眉^{しゅびみどり}翠深し遠山の痕。
君を想へば夜読 清課を修し 水は霜窓に映つて月軒に満つ。

《資料 甕江七律二》

夢回人遠意悽然^思 詩酒交歡憶輞川^思
芳草永青三連雨 垂楊影暗半溪煙^思
雲騰浪走醉中筆 月霽風光胸裏天^思
重望冥鴻杳相隔 便知名士是神仙^思

先韻

寄懷 甕江詞壇正辱知主欽

《読み下し》

夢^め回り人遠くして意悽然^{おもい} 詩酒^{ししう}飲^のびを交^かわして輞川^{わんせん}を憶^{おも}う

芳草永く青し三連の雨 垂楊影暗し半溪の煙

雲騰^{あが}つて浪走る酔中の筆 月霽^はれて風光る胸裏の天

重ねて冥鴻^{めいこう}を望めば杳^{よう}としてあい隔^へたり 便^{すなわ}ち知る名士^こ是れ神仙と

【背景】資料に載る甕江の七律二篇は、目前の方谷の高潔な思い、酔^{じゆん}乎とした進退の姿に、感嘆し、尊敬の念を表したものとなっている。特に甕江七律一二の終聯「重望冥鴻杳相隔 便知名士是神仙」の二句に、その思いがよく表れている。

《資料 方谷七律一》

吏職相承似寺僧^思 年衰所願只傳燈^思
新令數々愁遺弊 後進翻々憐異能^思
上賢苦心千點雪 横腰恩賜一條氷^思
五溪未下身先病 空愧同齡馬茂陵^思

蒸韻

丙寅春首次川田君毅卿感懷詩韻

六十二翁 方谷球

《読み下し》

吏職相承は寺僧に似る 年衰えて願う所はただ伝灯
新令^{しんしほ}数々なるに遺弊を愁い 後進^{こんじん}翻々たるに異能を憐れむ
鬢^はに上る苦心千点の雪 腰に横たう恩賜一條の氷

五溪未だ下らざるに身先ず病み 空しく同齡に愧ず 馬茂陵もりやう

丙寅（慶応二年）春の首、川田君毅卿の感懷の詩韻に次す。 六十二翁 方谷球

【背景】板倉勝静は元治元年（1864）、方谷ら家臣の勧めにより老中を辞したが、長州征討の後、慶応元年十月、將軍の懇望により、「我レ微力類連ヲ支フルニ足ラザルヲ知ル、然レドモ臣子ノ分之ヲ坐視スルニ忍ビズ、寧ロ出デテ徳川氏ト共ニ倒レン」と決意して再度老中に復歸した。めまぐるしく変転してゆく情勢の中で、忙しく飛び回る「異能の後進」甕江をおもいやるとともに、後漢の老将馬援が五溪征討の陣中に病死した故事を上げ、方谷自らは、病んで陣中に没することもなく、空しく郷里に隱棲せんとする姿を対比させた。方谷は勝静の老中再任には飽くまでも反対で、主従は厳しく対立するに至ったが、病氣隱棲を申し出た方谷に、勝静は最大限の好意で酬いた。陣中に没した馬援將軍が、讒言により光武帝の激怒を受け、葬ることも許されなかったことを思い合わせると、主君に対する方谷の思いが如何に深かったかが分かる。方谷はこの旧作を示して、二人の「詩の応酬」をおさめたのである。

《参考・三》 『山田方谷全集』一、（年譜、及び漢詩編）

賢路開通王政新[◎] 東風傳詔急求人[◎]

病鶯無復遷喬意 幽谷守巢空負春

眞韻

《読み下し》

賢路開通して王政新たなり 東風詔を伝えて急に人を求む
病鶯復た無し遷喬の意 幽谷巢を守りて空しく春に負く

【背景】明治四年正月作。年譜には、左のごとくある。

一、先生ノ小阪部ニ移ルヤ、耕藏君長瀬田廬ヲ守ル。客臘先生歸テ新正ヲ舊廬ニ迎フ。左ノ詠アリ。

「賢路開通王政新……」

一、一月、川田剛東京ヨリ還リ、先生ヲ長瀬ニ訪ヒ唱和ス。先生「連談喜聽歸耕謀。欲贈腰間一柄鎌」ノ句アリ。傳ヘ言フ。川田剛、木戸孝允ノ旨ヲ含ミ、先生ヲ朝ニ起用セントシ、来リ勸ム。先生之ヲ辭スト。其事前詠ト相符スルモノ如シ。

四 方谷・甕江 詩の應酬

注

《参考・一》

* 恬・テン やすらか。しづか。のんびりした様子。(赤澤光政・調、『漢和辞典』)

* 冬學・トウガク 村間の塾で、冬日の、農家の暇な時期に子弟を教授する事。(赤澤光政・調、『漢和辞典』) 〔陸游、詩〕 俚儒朱墨開冬學。(俚儒朱墨冬學を開く。)(自注) 農家十月、則遣子入

學、謂之冬學。(農家十月、則ち子を遣りて学に入る、之を冬學と謂う。)(三宅昭三・追加、『大漢和』)

* 淹・エン とどまる。(赤澤光政・調、『漢和辞典』)

* ト鄰・ボクリン 住居を定めるに、先ず隣近の善惡をうらなう。(赤澤光政・調、『漢和辞典』)

* 目耕・モクコウ 目で紙田を耕す。讀書勉勵することを田を耕すに喩へて言った語。(赤澤光政・調、『漢和辞典』)

《参考・二》

* 光儀・クワウギ うつくしい容儀。光貌。(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 第・ダイ いへ。やしき。(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 塞・サイ、ソク へだてる。とりで。(赤澤光政・調、『漢和辞典』)

* 開第塞・ダイソクヲヒラク 「塞」は「とりで」の意味であるが、「サイ」と読む場合は隊韻で、

ほかに「へだてる」、「国ざかい」などの意味がある。「ソク」と読む場合は職韻で、「ふさぐ」、「さえざる」などの意味がある。「開第塞」は、安中藩に永禁錮となつてゐる旧藩公父子の宥免を實現すること。謹慎の場所は安中藩邸であるから、立派な家屋敷、即ち「第」と呼ぶにふさわしい。このことに「最も心地を傾け」たのは、次の終句「談道舌鋒鋭似鎌」から見れば、方谷である。つまり甕江は、方谷が、最も念願としてゐた旧藩公父子の宥免を新政府がなかなか実施しないことに鋭い批判を持っていたことを詠じたものと解する。この年四月には、父子の禁錮は高梁藩邸に移され、翌年一月には、禁錮も許された。或いはこの詩の時点で、甕江はそのような新政府の内意もある程度知らされ、その上で方谷の新政府出仕を勧める役を勤めたとも考えられる。しかし、方谷の意志は次の詩に見るように、断固としたものであった。(三宅昭三)

《方谷七律 一 (資料)》

* 神・シン ころ。 (三宅昭三・調、『大漢和』)

* 潜行記否此暫淹・センコウキスルヤイナヤコノザンエン 方谷は、「小阪部郷覺寓中」の作に甕江が「韻を次して」示した前記の七律に対し、重ねて同じ韻でこの詩を示した。「潜行」は甕江のものでもあり、また明治元年から二年にかけての板倉勝静のものでもあった。「暫淹」は暫らく淹まる、即ち、旧藩公父子の宥免がいまだになされていないことを君は記しているかと、甕江の勧誘、つまり新政府の出仕の意向に、厳しい問を突きつけたものと解する。(三宅昭三)

* 劫・【慣】ゴフ おびやかす。「経劫都城或灰土」は、「戦火が起こつておれば、松山城下は或いは

灰土となっていたであろう」と解する。(三宅昭三)

《甕江七律 一 (資料)》

* 揮手・キシユ 手を振って別れを惜しむ。〔李白、送別詩〕揮手自茲去、蕭蕭班馬鳴。(手を揮って茲より去り、蕭蕭として班馬鳴く。)(井上靖子・調、『大漢和』)

* 杜句 杜甫の詩句。

春望 杜甫

國破山河在 城春草木深

感時花濺淚 恨別鳥驚心

烽火連三月 家書抵萬金

白頭搔更短 渾欲不勝簪

國破れて山河在り 城春にして草木深し

時に感じては花 涙を濺ぎ 別れを恨みては鳥 心を驚かす

烽火 三月に連なり 家書万金に抵る

白頭搔けば更に短かく 渾べて簪に勝えざらんと欲す

* 韓文 韓愈(退之)の文。

* 韓愈・かんゆ 唐の文章家・詩人。唐宋八家文の一。字は退之。号は昌黎。儒教を尊び、特に孟子の功を激賞。柳宗元とともに古文の復興を唱え、韓柳と並称される。詩は險峻と評される力作

をよくし、平易な風の白居易と相対した。憲宗のとき「論仏骨表」を奉って潮州に左遷された。

論は文公。『昌黎先生集』がある。(井上靖子・香西尚恵・調、『広辞苑』)

* 几席・キセキ ひぢかけと敷きもの。(香西尚恵・調、『大漢和』)

* 鬚眉・シユビ ひげとまゆ。「荀子、解蔽」則足以見鬚眉而察理矣。(則ち以て鬚眉を見て理を察するに足れり。)(香西尚恵・調、『大漢和』)

* 翠・スヅ みどり。翠鬢・みどりの髪。美人の髪形容。翠髻・みどりのもとどり。美人の髪形容。(三宅昭三・調、『大漢和』)

* 遠山眉・エンザンノマユ 美人の眉形容。〔西京雜記〕司馬昭如妻文君。眉色如望遠山、時人效畫遠山眉。(司馬昭如の妻文君、眉色遠山を望むが如く、時人效つて遠山の眉を畫く。)(香西尚恵・調、『大漢和』)

* 課・クワ しごと。つとめ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

《甕江七律 二 (資料)》

* 輞川・マウセン 川の名。源は陝西省藍田縣南の山谷。北流して霸水に入る。風光絶佳にして名あり、唐の王維此處に別墅を營み、輞川二十勝を選んで裴迪等と相唱和す。(米澤誠介・調、『大漢和』)

* 芳草・ハウサウ 芳香ある草花。又、君子の美德の喩。(米澤誠介・調、『大漢和』)

* 冥鴻・メイコウ 冥々の裡に飛ぶ鴻。世を避けて志を高尚にする者の喩。(米澤誠介・調、『大漢和』)

《方谷七律 二（資料）》

* 翩翾・ヘンペン 往來するさま。（狩野美智子・調、『大漢和』）

* 一條氷・イチジョウノコオリ 文久二年四月、方谷は板倉勝静の政治顧問として江戸に出府した。しかし薩摩の島津久光が勅使とともに江戸に下向、將軍後見職、政事総裁職、京都守護職などが次々に新設され、八月には生麦事件が起こり、公武合体、攘夷推進をめぐって京都・江戸間には厳しい政治的対立が生まれた。十一月、方谷は勝静の計らいで將軍徳川家茂に謁見を許され、その後勝静に老中辞任を勧め、勝静もこれに同意した。十二月、病身の方谷は致仕を願い出て許され、年寄役に準じるとして短刀を授けられ、翌年二月、松山へ帰った。「横腰恩賜一條氷」は、このとき授けられた短刀である。（三宅昭三・調、朝森要著『山田方谷』山陽新聞社刊より）

* 五溪・ゴケイ 地名。湖南省常德縣の西。雄溪・楠溪・西溪・無溪・辰溪があるから名づける。東漢（後漢）の馬援が五溪蠻を征したのは即ちこの地。（狩野美智子・調、『大漢和』）

* 馬援・バエン 字は文淵、扶風茂陵（陝西省興平の東北）の人。王莽の時これに仕えたが、莽敗れ、兄と共に涼州に去る。後漢の世祖（光武帝）即位し、援は西州にとどまる。隗囂に甚だ敬重され、綏徳將軍としてともに籌策を決す。建武四年（28）、隗囂は援をして洛陽に書を奉ず。以後光武帝に仕え、屢々軍功を樹つ。十九年（53）正月、交趾（ヴェトナム北部）を征したが、征討後の行政により、交趾の人々からも永く慕われた。二十四年（68）秋、武陵五溪の蛮夷勢をふるう。援、また行かんことを請う。時に年六十二。帝は其の老いたるを慙れみ、未だ之を許さず。援自ら請いて曰く、「臣尚能く甲を被け馬に上る」。帝之を試みしむ。援、鞍に拠つて顧頌し、以て用

ふ可きを示す。帝笑ひて曰く、「鬢鑠たる哉、是の翁や」と。遂に援を遣わして五溪を征せしむ。二十五年（49）、暑さ甚だしく、士卒多く疫死し、援もまた病みて死す。讒言により帝大いに怒り、葬ることを得ず。永平（58～75）の初、援の女立ちて皇后となる。顯宗（明帝）は建武中（25～56）の名臣列將を雲台に図画するも、椒房（皇后）の故を以て独り援に及ばず。十七年（74）に至って援の夫人卒するや、乃ち更めて墳墓を許し、祠堂を起つ。建初三年（83）、肅宗は援に策諡（策書〈天子の命令を記した文書〉によって諡を贈る）せしめて忠成侯と曰ふ。（三宅昭三・調、『後漢書』第四冊「馬援列伝」より。）

* 茂陵・モリヨウ 縣名。漢、置く。陝西省興平縣の東北。もと槐里（縣）の茂郷、初、茂陵邑を置く。宣帝始めて縣とす。司馬相如、病によつて職を退き、此の地に家居す。（狩野美智子・調、『大漢和』）

《参考・三》

* 遷喬・センケウ ・鳥がひくい谷間から高木にのぼる。轉じて、官位の昇進する喩。榮轉する。（赤澤正三・調、『大漢和』）

五 三島中洲・依田学海寿詩

解説

【B-354】

一、三島中洲

川田甕江翁門人張醺於櫻雲臺賀翁華甲招余陪飲翁有詩

次韵以呈 同甲翁 中洲三島毅

老後欽君嘉福豐◎ 回思往事感同同◎
身侵九死濟艱難 天賜餘生守約窮
白髮青雲逢聖世 丹墀彩筆仰儒風◎
壽筵何幸許陪飲 竝坐傲然稱二翁◎

◎東韻

中洲翁於甕江先生同藩同文同艱苦同青雲而偶同其壽可謂感同同

庶幾相共躋米字域同開壽筵於凌雲閣上

《讀み下し》

川田甕江翁の門人醺を櫻雲臺に張り、翁の華甲を賀す。余も招かれて

陪飲す。翁に詩有り、韵に次し以て呈す。同甲の翁 中洲三島毅

老後君を飲う嘉福豊かなるを。思いを往事に回らせば感あい同じ。

身は九死を侵して艱難を濟り、天は余生を賜いて約窮を守る。

白髮は青雲に聖世に逢い、丹墀は彩筆に儒風を仰ぐ。

寿筵何ぞ幸いに陪飲を許され、並び坐して傲然二翁と称す。



中洲翁の甕江先生に於けるや藩を同じくし、文を同じくし、艱苦を青雲に同じくし、而も偶々其の寿を同じくす。感あい同じと謂うべし。庶幾わくはあい共に米字の域を躋え、同じく寿筵を凌雲閣上に開かんことを。(注・詩後の評言は信夫祭)

二、依田学海 1

次甕江先生六十自寿韵 学海依田百川

天爵并兼人爵豊◎ 先生幸福與誰同◎
不圖弱質翻能壽 始信文儒未必窮◎
半世坦懷看白日 一家偕樂坐春風◎
髮猶多黒顔亦赤 反笑公然自號翁◎

◎東韻

是昔紅顔美少年今則首髮種々人世真如一夢吁

《讀み下し》

甕江先生六十自寿の韵に次す 学海依田百川

天爵並び兼ねて人爵豊かなり、先生の幸福誰と同じくせん。

豈図らんや弱質翻えりて能く寿ならんとは、始めて信ず文儒未だ

必らずしも窮せざるを。半世の坦懷白日を看、一家の偕樂春風に坐す。

髮猶多く黒く顔も亦赤く、反って笑って公然自ら翁と号す。



是れ昔は紅顔の美少年、今は則ち首髪種々たり。人世は真に一夢の如く、ああ。

三、依田学海 2

珠簾高捲畫樓臺 賓客如雲薦壽杯

眼底昔嘗空萬馬 文名今欲壓三槐

清風此日天邊鶴 苦節當年雪後梅

滿幅贊辭無冗語 及門應識富奇才

◎灰韻

先生育英五十年今桃李盈門如此其樂可知矣

《讀み下し》

珠簾高く捲く画楼台、賓客雲の如く寿杯を薦む。

眼底 昔嘗みに万馬を空しうし、文名 今三槐を圧せんと欲す。

清風此の日 天辺の鶴、苦節当年 雪後の梅。

滿幅の贊辭は冗語無く、及門心に奇才に富むを識るべし。

先生の育英五十年、今桃李門に盈つること此の如し。其の楽しみ知るべし。

四、依田学海 3

鍊骨曾經幾琢磨 人情轉變得尤多

嘗來世故文逾鍊 曆盡艱難鬢始皤

臺柳含芽心已活 湖水欲解氣漸和
前途從此蒼溟遠 萬里雄風駕穩波

◎歌韻

三首芋綿流暢能言所欲言間有造語不經琢磨者然要自才筆得不得不批圈

焉 辛卯一月念五 天倪居士信夫粲妄言

《讀み下し》

鍊骨曾て幾琢磨を経て、人情の轉變得ること尤も多し。

世故を嘗め來りて文逾々鍊り、艱難を曆え尽くして鬢始めて皤し。

台柳芽を含んで心已に活き、湖水解けむと欲して氣漸く和む。

前途此より蒼溟遠く、万里の雄風穩波に駕す。

三首芋綿流暢、能く言わんと欲する所を言う。間々造語の琢磨を経ざる者有り。然れども自ら才筆批圈せざる得ざるを要す。

辛卯一月念五 天倪居士信夫粲妄言

五 三島中洲・依田学海寿詩

注

***三島中洲**・みしまちゅうしゅう 天保一年(1830)十月九日〜大正八年(1919)五月十二日 漢学者・法官。名は毅。字は遠叔。通称は貞一郎。号は中洲・桐南・絵莊。窪屋郡中島村(現倉敷市中島)で三島寿太郎正昱の第二子に生まれる。八歳で父に死別、十四歳で山田方谷に従学、二十三歳の時伊勢(現三重県)に遊び、文を斎藤拙堂に、経学を石川竹崖に学ぶ。二十八歳で江戸に出て翌年昌平黌に入り、佐藤一斎、安積良斎に師事した。三十歳のとき方谷の薦めで備中松山藩に仕え、藩学有終館学頭に進む。藩主が幕府老中となり、その顧問を務めた。慶応四年(1868)戊辰戦争の際、朝廷のがめを受け、松山藩が岡山藩などに征討された時、方谷らとともに渾身の努力をし藩の存続を認めさせた。明治三年(1870)辞職、以後専ら育英に従うため虎口溪舎を設け子弟の指導に当たった。明治五年(1872)四十三歳の時、朝廷の召しに応じて上京し法官となり、翌年常陸(現茨城県)の新治裁判長に任ぜられ、八年東京にかえり判事となったが、明治十年に現職大審院判事が廃官となり退官した。明治五年ごろから西洋の学問が急激に流行したが、人の心を鍛えるには東洋の道德学問こそ重要であるという固い信念に基づき、東京・麹町に漢学塾二松学舎(二松学舎大学の前身)を創設、当時、慶應義塾、同人社と並んで三大塾と称せられた。以来、講学と民法成立に努め、東京高等師範学校、東京帝国大学教授を歴任。明治二十九年(1896)東宮侍講に任ぜられ、文学博士となり、大正一年(1912)大正天皇践祚後も侍講を務めた。即位式に勲一等に叙せられたが、翌年病のため辞職、宮中顧問官に任ぜられた。学問の根源は、その師

方谷の学問、即ち実用を重んじ、国を治め、民を助けることを主とするところにあり、古今諸家の学説を折衷している。最も偉大な功績は育英の事業で、特に二松学舎を設立し、漢学東洋学の発展に寄与した点であろう。文は歴史学者重野成斎、川田壘江と並び明治三大家と称せられたが、文章の多いこと、文集が一集三冊ずつで第四集まで出版されている点は三大家中で最も多い。詩は数万首に及び、志を述べることに主眼を置いているが誦すべき作品も少なくない。著書は五十余种あり、刊行された主なものに『論語講義』、『莊子内篇講義』、『中洲講話』、『中洲詩稿』、『中洲文稿』、『論学三百絶』などがある。(三宅昭三・調、『岡山県歴史人物事典』)

***薩・エン** さかもり。うたげ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

***華甲・クワカフ** 六十一歳。華の字は十の字六箇と一の字とから成るからいふ。甲は甲子の甲。還暦。花甲。(三宅昭三・調、『大漢和』)

壘江の数え年六十一歳は明治二十三年、前年一月には宮内省諸陵頭となり、同年勅任官二等従四位に進み、勲五等瑞宝章を受けている。また、この二十三年四月には勲四等を賜り、九月には勅選貴族院議員となった。後に見るように、華甲の祝いは翌二十四年一月十日であった。(三宅)

***欽・キン** つつしむ。うやまふ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

***約窮↓窮約・キウヤク** 貧しいこと。不如意なこと。押韻(窮は東韻)の関係で「窮約」を「約窮」に入れ替えたものと思える。(三宅昭三・調、『大漢和』)

***白髪青雲逢聖世** 「白髪は青雲(の頃)に聖世に逢った」の意味か。壘江も中洲も、数え年三十九歳で明治元年を迎えた。(三宅昭三)

＊丹墀・タンチ 丹漆で塗り込めた庭。天子の庭は殿階の下を赤く塗るからいふ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

＊彩筆・サイヒツ 繪具筆。繪筆。(三宅昭三・調、『大漢和』) ここでは、甕江の文章を言うか。

＊依田学海・よだがつかい 天保四年(1833)～明治四十二年(1909) 明治時代の劇作家、演劇活動家。

天保四年十一月二十四日、下総佐倉藩士依田貞剛の次男として江戸八丁堀(東京都中央区)に生まれた。名は百川、字は朝宗、学海と号した。はやくより学を藤森天山(弘庵)にうけ、詩文をよくした。幕末に際して尊王の説を唱え、入京して公卿の間に周旋した。明治維新後、佐倉藩大参事、新政府の集議院幹事、地方官会議書記官、文部省少書記官、修史局編修官などを歴任した。明治十八年(1885)退官後は文筆に親しみ、福地桜痴(源一郎)らとともに、劇界に対し意見を述べ、明治十九年演劇改良会をおこし、発起人の一人となる。また歌舞伎の改良のため、守田勘弥(十二世)や市川団十郎(九世)などの俳優を直接指導後援し、また一方、演劇に理解の少ない政府高官に対し、歌舞伎の認識や、演劇界の地位向上のことに努力した。著作に『譚海』『吉野拾遺』『英武蒙求』『改良脚本小御門』『十津川』『文覚上人勸進帳』その他がある。また、日記『墨水別墅雜録』『学海日録』が刊行されている。明治四十二年十一月二十七日(一説に十七日)、牛込区新小川町三丁目(新宿区)にて没。七十七歳。墓は東京都台東区の谷中墓地にある。(三宅昭三・調、『国史大辞典』)

依田学海が五十二歳で官を辞した明治十八年は、官制大改革があった年である。十二月二十二日、それまでの太政官制度を廃止し、初めて内閣制度を置き、伊藤博文が第一次内閣を担当した。

これに伴い川田甕江も宮内省出仕を辞したが、翌年一月、再び宮内省出仕を命ぜられている。(三宅)

＊天爵・テンシヤク 天から受ける爵位。盛徳があつて、自然に尊いこと。有徳をいう。人爵の對。

〔孟子、告子上〕有天爵者、有人爵者、仁義忠信、樂善不倦、此天爵也、公卿大夫、此人爵也。
「天爵なるもの有り、人爵なるもの有り。仁義忠信、善を樂しんで倦まざるは、此れ天爵なり。公卿大夫は、此れ人爵なり。」(三宅昭三・調、『大漢和』)

＊弱質・ジャクシツ よわい體質。よわいからだ。蒲柳の質。(三宅昭三・調、『大漢和』)

＊文儒 儒者は概して貧困。「儒酸」「固窮」を常とする(が、先生はそうではない)。(三宅昭三)

＊坦懷・タンクワイ 好惡の情などにとらはれない平かな心。また、心を平かにする。怨などを忘れて心を和らげる。(三宅昭三・調、『大漢和』)

＊首髮・シユハツ 頭の髮。(三宅昭三・調、『大漢和』)

＊種種・しやうしやう 「春秋左氏伝、昭公三年」に言う。「齊侯田於莒。盧蒲見、泣且請曰、余髮如此種種。余奚能為。(齊侯莒に田す。盧蒲見え、泣き且つ請いて曰く、余が髮此くの如く種種たり。余奚くんぞ能く為さん、と。)」(三宅昭三・調、『新釈漢文大系32、春秋左氏伝三』)。

＊吁・ク、ウ ああ。うべなふ聲。(三宅昭三・調、『大漢和』)

＊珠簾・シユレン たまのすだれ。たまで飾つたすだれ。〔晉書、符堅載記〕懸珠簾於正殿、以示羣臣。(珠簾を正殿に懸け、以て群臣に示す。)(三宅昭三・調、『大漢和』)

＊眼底・ガンテイ 眼のそこ。眼中。〔白居易、自問行何遲詩〕眼底一無事、心中百不知。「眼底一も

事無く、心中百知らず。」(三宅昭三・調、『大漢和』)

*菅・シャウ　ころみに。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*空萬馬　万馬(諸儒、諸学者、諸詩人文人)を見るに足りないものとした。(三宅昭三)

*三槐・サンクワイ　周時代、外朝に植ゑた三本の槐の木。槐は懷と音通、人をここに懷け來す義がある。三公が之に向つて坐したこと、轉じて、三公をいふ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*三公・サンコウ　周代の官名。(イ)太師・太傅・太保。(ロ)司馬・司徒・司空。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*及門・キフモン　門下に至る。弟子となる。又、門下生。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*鍊・テツ　くろがね。鐵の古字。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*琢・テン　玉のあげぼり。圭璧の面に浮彫を施す。又、其の模様。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*世故・セコ　世間一切の事柄。世の俗事。世事。「列子、楊朱」家累萬金、不治世故、放意所好。(家は万金を累ね、世故を治せず、意を好む所に放つ。)(三宅昭三・調、『大漢和』)

*楊朱・ヤウシュ　戰國時代の人。字は子居。爲我(利己主義)の説を唱へ、墨子の兼愛説と相反す。孟子は異端(墨子とともに)の説として排斥す。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*逾・ユ　ますます。いよいよ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*芊綿・センメン　青々として連なる。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*圈・ケン　圈點。まる。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*信夫槃↓信夫恕軒・しのぶじょけん　天保六年(1835)〜明治四十三年(1910)　幕末・明治時代の漢

学者。鳥取藩士。名は槃、字は文則、晩年には天倪てんげいと号した。天保六年五月江戸の藩邸で誕生。

二歳で藩医の父正淳を失い、海保漁村・芳野金陵・大槻磐溪に師事。東京本所に奇文欣賞塾を開き子弟を教授。『易経』『詩経』『左氏伝』『史記』に精通し、才氣横溢の名文をものした。明治三年(1870)内国勸業博覧会事務局に出仕。一時群馬県で養蚕を指導し、茨城県では医を開業した。

八年東京師範学校、十年東京大学に出講。十九年東大を辞し攻玉社・東京専門学校・日蓮曹洞各宗大学林に教え、三重県中学教諭に赴任。三十年和歌山県徳義藩校に招かれ、三年後帰京、小石川武島町に住んだ。四十三年十二月十一日、中風で没した。享年七十六。東京の谷中墓地に葬られた。性磊落、痛飲し平生赤穂義士を景仰、雄弁講説した。『恕軒文鈔』『恕軒漫筆』『恕軒詩鈔』『恕軒遺稿』『赤穂誠忠録』『漢訳文則』などの著がある。信夫淳平はその子、同清三郎はその孫にあたる。(三宅昭三・調、『国史大辞典』)

六 鈴木輔・寿詩

解説

一、
旨酒嘉肴両極豊◎ 南山寿色古今同
満堂君子和而樂 列坐俊英驩不窮◎
豈啻及門欽碩德 還知海内慕高風
一枝健筆千金直 許否呼為多福翁

◎東韻

《読み下し文》

旨酒・嘉肴ふた両つながら豊かなるを極め、南山の寿色古今に同じ。
満堂の君子は和して楽しみ、列坐の俊英は驩よろこび窮らず。
豈にただ啻に及門碩徳を欽うやまうのみならん、還り知つて海内高風を慕う。
一枝の健筆千金の直あたひ、許すや否や呼びて多福翁と為すを。

二、
東山卜得一樓臺◎ 尋舊交兼獻寿杯◎
夙負文名登鳳闕 更將雅頌詠台槐◎
虚心到節風前竹 得意清標月下梅◎
不醉無歸今日醺 唱酬各自盡其才◎

◎灰韻

《読み下し文》

東山ぼく卜し得たり一樓台、旧交を尋ね兼ねて寿杯を献ず。
夙に文名を負ふて鳳闕ほうけつに登り、更に雅頌を將もつて台槐を詠ず。
心を虚しうす到節 風前の竹。意を得たり清標 月下の梅。
酔わずして帰る無し今日の醺、唱酬して各自其の才を尽くす。

三、
眞情經歲不消磨◎ 此日相逢興最多◎
殊覺襟懷皆磊々 自誇鬢髮未皤々◎
老梅迎暖花先發 雅柳含春風亦和◎
起棒霞觴祝眉壽 懽心無盡似長波◎

◎歌韻

明治二十四年辛卯一月十日開甕江川田先生尋舊會兼承甲筵於
上野樓雲臺先生賦三律謹次其瑤韻以奉呈并乞正 門生 鈴木輔拜草

真情は歳を経るも消磨せず、此の日あい逢えば興最も多し。
殊に覚ゆ 襟懷皆磊々として、自ら誇る 鬢髮未だ皤々たらざるを。
老梅暖を迎えて花先ず発き、雅柳春を含んで風亦和す。
起ちて霞觴を捧げ眉寿を祝い、懽心尽くる無きこと長波の似し。



明治二十四年辛卯一月十日、甕江川田先生の尋旧会を開き、兼ねて甲筵を上野楼雲台に承はる。先生三律を賦され、謹んで其の瑤韻に次し、以て奉呈し並びに正を乞ふ。 門生 鈴木輔拜草

六 鈴木輔・寿詩

注

(この項の注は、断らない限り三宅昭三による。)

一、

* 驩・クワン よろこぶ。よろこび。『大漢和』

* 欽・キン つつしむ。うやまふ。『大漢和』

* 及門・キフモン 門下に至る。弟子となる。又、門下生。『大漢和』

二、

* 兼・ケン つむ。かさねる。『大漢和』

* 東山 上野の山。

* 鳳闕・ホウケツ 宮城の門。轉じて、宮城をいふ。『大漢和』

* 將・シヤウ もつて。もちひて。もちひる。『大漢和』

* 雅頌・ガシヨウ 詩經の雅と頌との詩。雅は正樂の歌、頌は祖先の功德を讃歌する歌。 格率にか
なつた詩の意味。『大漢和』

* 台槐・タイクワイ 三公の位。台は三台星。周代に三槐を朝廷に植ゑ、これに面して三公の座位を
定めたからいふ。『大漢和』

* 劉・ケイ 強い。勁に通ず。『大漢和』

* 清標・セイヘウ きりりとしてけだかい。りりしい。『大漢和』

* 唱酬・シヤウシウ 詩歌文章を互に贈答すること。『大漢和』

三、

*襟懷・キンクワイ 心中のかんがへ。むねのうち。襟抱。胸懷。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*鬢々・ハハ 白髪のみ。鬢の白のみ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*霞觴・カシヤウ 雲氣のさかづき。仙人の飲む杯をいふ。霞杯。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*眉壽・ビジュ 老人。長壽の人。長壽の人は眉に長毛を生ずるからいふ。(三宅昭三・調、『大漢和辞典』)

*懽心・クワンシン よろこびの心。歡心。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*似・シ、ジ ごとし。らしく見える。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*辛卯一月十日 川田甕江の生年は天保元年庚寅である。その還暦の祝い(「六一の祝い」と言う)を、明治二十四年辛卯になつて行つた理由は、当時の人にはまだ「旧暦」の感覚が根強くあり、「新暦」の新年に「旧暦」庚寅の「六一の祝い」を行つたものと解すべきである。(赤澤正三)

*甲筵 還暦の祝いの席。(三宅昭三)

*三律 三首の(七言)律詩。鈴木輔の後書きにより、川田甕江は自らの寿詩三首を示し、三島中洲は最初の「東韻」に次して一首を作り、依田学海と鈴木輔は、そのほか「灰韻」、「歌韻」にも次して、三首を詠んだとわかる。(三宅昭三)

*鈴木輔 「瓮江先生之碑」の注に、「甕江の死後、碑銘はまず学海が書き、三島中洲らがこれを訂正、甕江門人の目下寛(勺水)、鈴木田二の意見を付し、更に中洲が改めたという。」以下を紹介しているが、鈴木輔は右に出る鈴木田二であろうか。とすれば、彼は目下寛と並んで甕江門下の

重鎮であつたことになる。(三宅昭三)

* * 詩会で「韻に次し」て詩を作る際、年長者から順に行う。従つて若い門生などは、詩語の選択に苦しむのである。(講師・小野敏也)

參謀總長陸軍大將大勲位功二級彰仁親王篆額
故長防國主贈從一位毛利公偉勲銘

公諱敬親字子常姓大江其先出自天穗日命世列卿相弘治中贈從三位元就與其
子備中守隆元奉 詔討賊領山陰山陽十餘州公即三位十六世之孫歷事

先帝

今上兩朝出師戡亂爲中興佐命元勳增封陞秩至從二位權大納言明治辛未三月
二十八日薨贈從一位今茲丙申 勅建銅表使臣剛銘焉銘曰

勲	公	毛	一	贈
銘	偉	利	位	從
香山之瑩	勲銘金石	日月爭光		
義不可攘	乃還版圖	先撤保障	列侯聞風	納地解兵
同文同軌	謳歌洋洋	凡此偉勳	賴公忠貞	賜誅贈爵
東軍致城	國是一定	殊俗同盟	彼頑而傲	合從連衡
雖則武成	文治未昌	拔才舉傑	薦之廟堂	曰我從政
篤生偉人	大來吉亨	天子曰格	重任在卿	公拜稽首
首修海防	國用窮乏	誰設儲倉	風教衰替	誰開序庠
武臣跋扈	手操國綱	誰辨大義	首倡勤王	外寇出沒
				環視四疆
				誰畫長策
				時哉時哉
				天發禎祥
				誓答聖明
				錦旆一麾
				公奮厥武
				經營告成
				必也正名
				普天王土
				東西二京
				王畿八道
				煥乎天章
				吉敷之郡

明治二十九年一月

宮中顧問官從三位勲四等文學博士川田剛奉 勅撰
錦雞間祇候正三位勲二等 野邨素介奉 勅書

山口市教育委員会のご好意による。

《読み下し》

參謀總長・陸軍大將・大勲位功二級・彰仁親王篆額

故長防國主贈從一位毛利公偉勲の銘

公諱は敬親、字は子常。姓は大江、其の先は天穗日命より出づ。世々卿相に列し、弘治中、贈
從三位元就と其の子備中守隆元と、詔を奉じて賊を討ち、山陰・山陽の十余州を領す。公は
即ち三位の十六世の孫なり。

先帝・今上兩朝に歷事し、出師戡亂、中興佐命の元勳爲り。増封・陞秩して從二位權大納言に至
る。明治辛未三月二十八日薨ず。從一位を贈らる。今茲丙申、勅して銅表を建て、臣剛をし

て焉に銘ぜしむ。銘に曰く、

武臣跋扈し、手に國綱を操る。誰か大義を辨じ、首めに勤王を倡ふる。外寇出沒し、四疆を環視す。
誰か長策を畫し、首めに海防を修むる。國用窮乏す、誰か儲倉を設くる。風教衰替す、誰か序庠を開
く。時なるかな時なるかな、天禎祥を発し、篤く偉人を生じ、大來り吉にして亨る。天子曰く格れ、
重任卿に在り、と。公拜して稽首し、誓つて聖明に答う。錦旆一麾して、東軍城を致す。國は一に定
まり、殊俗盟を同にす。彼頑にして傲、合從連衡す。公厥の武を奮い、經營成るを告ぐ。則ち武成る
と雖も、文治未だ昌んならず。才を抜き傑を挙げ、之を廟堂に薦む。曰く、「我れ政に従う、必ずや

名を正さん。普天の王土、義攘む可からず」と。乃ち版図を還し、先んじて保障を撤す。列侯風を聞き、地を納め兵を解く。王畿八道、東西二京、同文同軌、謳歌洋洋たり。凡そ此の偉勲、公の忠貞に頼る。誅を賜り爵を贈る、煥乎たり天章。吉敷の郡、香山の筥、銘を金石に勒し、日月光を争う。

明治二十九年一月

宮中顧問官従三位勲四等文學博士 川田剛 勅を奉じ撰す
錦雞間祇候正三位勲二等 野邨素介 勅を奉じ書す

七

贈従一位毛利公偉勲銘

注

*彰仁親王・あきひとしんのう 伏見宮邦家親王第八王子。分家して東伏見宮。のち小松宮と改称。議定・軍事総裁として鳥羽伏見の戦などに従軍。のち参謀総長。元帥。(1846～1903) (三宅昭三・調、『広辞苑』)

*勲・クン 勲の古字。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*詔書・しょうしょ 律令制で、改元など臨時の大事に関して発せられる天皇の文書。明治憲法下では、皇室の大事および大権の施行に関する勅旨を宣詔(せんこく)する文書。日本国憲法下では、大権事項は有せず、議会の招集又は衆議院の解散を命ずる詔書など、単に天皇の国事行為の範囲に限られる。(三宅昭三・調、『広辞苑』)

*勅書・ちよくしょ 天皇の天命を布告する公文書。詔書が改元など臨時の大事に用いられたのに対して、勅書は臨時尋常の小事、例えば皇子賜姓の場合などに用いられた。明治憲法下の公式令では、詔書と異なつて宣詔(せんこく)を要さないもので、単に皇室の内部において発せられた文書の勅旨をいう。(三宅昭三・調、『広辞苑』)

*戡亂・カンラン 乱を平定する。戡は、かつ、うつ、ころす。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*佐命・サメイ 天命を受けた君主をたすける。建国の大業をたすける。

【佐命勲】・サメイノイサヲ 建国の大業を佐けた勲功。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*陞・シヨウ のぼる。すすむ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*儲・チヨ そなへる。たくはへる。(三宅昭三・調、『大漢和』)
 *序庠・ジヨシヤウ 郷邑にある学校。地方の学校。庠序。『大漢和』
 *正名・兵・食・民の四は、政治の要諦(孔子)。「誰辨大義」は正名、「首修海防」は兵、「誰設備倉」は食(民生)、「誰開庠序」は民(教化)。これを首倡せる先賢に泰運・天運を見る。聖明の天子と補佐の賢相との際会の時熟した……時哉時哉。
 *禎祥・テイシヤウ めでたいしるし。〔禮、中庸〕國家將興、必有禎祥(國家の將に興らんとするや、必ず禎祥有り。)(三宅昭三・調、『大漢和』)
 *篤生・トクセイ 天から敦厚な性質を受けて生れる。篤降。〔詩、大雅、大明〕篤生武王(武王ヲ篤生ス)。(三宅昭三・調、『大漢和』)
 *吉亨・キツカウ めでたく整ふこと。〔易、泰〕泰、小往大來、吉亨(泰は、小往き大來る。吉にして亨る)。(三宅昭三・調、新釈漢文大系『易經』上より)
 *墓所・建碑の場所……吉敷郡香山園と相応せしめる構想を立て、泰卦の卦辭をここに配した。
 *天子曰 格重任在卿 〔書經、舜典第六節〕帝曰、格、汝舜(帝曰く、「格れ、汝舜よ」)。天子曰く格れ、重任卿に在り。
 *殊俗・シユゾク 風俗の異なつた外国、他國。(三宅昭三・調、『大漢和』)
 *攘・ジャウ 先方から来るものをぬすみ取ること。〔論語、子路十八〕吾黨有直躬者。其父攘羊、而子證之(吾が党に直躬なる者有り。その父羊を攘みて、子これを証はせり)。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*乃還版図 先撤保障 そこで版図を奉還し、先んじて城塞を撤廃。「明治二年六月十七日、薩長土肥以下諸藩主の版籍奉還を許す。以後奉還相次ぐ。」(三宅昭三・調、『岩波日本史年表』)
 *同文同軌 王者が天下を一統すること。〔史記、秦始皇記〕法度・衡石・丈尺、車同軌、書同文字(法度・衡石・丈尺を一にし、車は軌を同じくし、書は文字を同じくす)。(『大漢和』)
 *誅・ルキ 文体の名。死者生前の功績をほめて、其の死をいたむもの。〔禮、曾子問〕賤不誅貴、幼不誅長(賤は貴を誅さず、幼は長を誅さず)。(三宅昭三・調、『大漢和』)
 *煥乎・クワンコ 光明あるさま。かがやくさま。(三宅昭三・調、『大漢和』)
 *天章・テンシヤウ 天のあや。天文。又、天をいふ。(三宅昭三・調、『大漢和』)
 *吉敷之郡香山之塋 周防の国の吉敷郡、公の墓所の香山園、共に公の偉勲を頌するにふさはしい(大來る、吉の、人材輩出の地防長)名を持つこの地に……。
 *野村素介・ノムラモトスケ 天保十三年(1842)～昭和二年(1927) 明治時代の官吏、男爵。天保十三年五月周防吉敷郡長野村に生る。山口藩士有地留之介の二男、文久三年同藩士野村正名の養子となる。幼名範輔、のち君命により素介と改む。また右中、正素と称し、素軒と号す。安政六年江戸に出でて桜田藩邸の有備館に学び、ついで鹽谷岩陰に就いて漢籍を修め、詩文経史を能くし、文久二年帰藩して藩覺明倫館の舎長となる。王政維新の際は藩主を佐けて国事に執掌す。明治元年山口藩参政兼公議人となり、ついで軍政主事に転じ、二年十月同藩大参事に進み、四年五月官命により海外を視察、翌年三月帰朝す。幾許もなく文部省六等出仕を仰せ付けられ、文部少丞、文部大丞、教部大丞、大篇学等に歴任、十年一月文部大書記官となり、十三年三月元老院議官を



毛利公の碑（山口市教育委員会の御好意による）

命ぜらる。十七年博物局長を兼ね、亜細亞大博覧会、内国勸業博覧会の委員となる。二十三年五月男爵を授けられた。諸道に達し、選書奨励会審査長・諸道奨励会会頭などに推された。昭和二年十二月二十三日歿す。年八十六。正二位勲一等。（赤澤正三・調、『日本人名大事典』より）

＊ 『防長回天史』（平凡社『日本人名大辞典』）の毛利敬親の項によれば、敬親は明治四年三月二十八日薨じ、同年四月二十九日従一位を贈られた。碑文には、二十九年（丙申）「勅建銅表使臣剛銘焉（勅して銅表を建て、臣剛をして焉に銘ぜしむ）」とあるので、甕江が碑文を撰し終ったのは同年の一月であるが、実際には公の二十五年を期して建碑の動きが旧長州藩関係者にあり、甕江に対する撰文の依頼は以前からあったことは、宍戸璣の甕江宛書簡に見るところである。甕江はこの年二月二日に病歿し、宮中顧問官従三位はその死の直前に贈られている。勅撰銅碑が実際に建立されたのは明治三十一年五月であるから、甕江の肩書きは碑文のようになった。なお、明治二十五年八月、薩摩閥の第一次松方内閣の後を受けて第二次伊藤博文内閣が成立し、二十九年九月に第二次松方内閣に移っているから、「勅建銅表使臣剛銘焉」は、第二次伊藤博文内閣の時に命じられたものである。実際の勅撰銅碑建立の前後には、第二次松方内閣の後を受けて、三十一年一月から六月まで第三次伊藤内閣が成立している。毛利敬親公勅撰銅碑建立に至るまでには、薩長閥の角逐が色濃く反映されているようである。

なおその後、倉敷市による「川田甕江資料」のリストが出来上がったのを見ると、甕江の「毛利公碑文」草稿は幾通りもある。いずれこの完成碑銘とそれらの草稿を読み合わせ、詳細に比較したいと思っている。（三宅昭三）

宮中顧問官從三位勲四等文學博士川田君墓碑銘

宮內大臣正二位勲一等伯爵田中光顯篆額

東宮侍講正四位勲三等文學博士三島毅撰

觀人于順境不若觀于逆境況於共事逆境者觀之乎余實與川田君共事逆境者墓碑之囑惡可辭焉君壯歲李既成名聞諸侯之間大溝藩主分部侯延為賓師督國學既又欲給祿百石以臣之時我松叟板倉公用山田方谷革國政薦人才方谷將薦君以余先仕使往問其意君曰公賢明行將執幕政吾輩亦足附驥行志有命不敢辭方谷遂薦之祿以五十石君欣然辭多就寡為江戶邸督學尋轉度支副官遷監察言聽謀用既而公果為幕府老中將大有所為而承幕未積弊之後內訌外患駢至非獨力所能濟方谷及君等皆謂志苟不行不若退而全藩屏之任因勸辭職而公未果從大將軍朝京師君偶以事西上見時事益難為申前說時大將軍季少老中在京師者唯公一人不忍罷去論君曰吾思大將軍猶汝思吾汝其諒之因賜章服東歸未數年而有伏見變先變數日君聞上國事急單身駕外舶至大阪則東軍既敗績公從德川公東遜藩老熊田恰收殘兵在港口將解纜乃與共西去上玉島港備前軍圍之恰謝罪乞命不聽謀之君君曰有一死代衆耳恰乃自刃備軍引去君因入松山備前別軍既徇下藩城諸士屏居城外余輩佐老臣因備前侯哀訴乞寬典而道路梗塞不聞上國消息如暗夜呼號君曰公等宜盡力於內吾將盡於外乃面點藥發紫瘰短褐徒跣為人奴入京師上書辨事秋月種樹乞哀不報時或傳公父子拘禁宇都宮為亂兵所害君憂懼不措欲東行探之兵馬往來譏察甚嚴乃伴謁金比羅祠歸者營笠素衣負神符取路岐蘇屢為關吏所疑陳辯僅免達關東始聞公父子脫亂東走不知所在報之藩藩士相議欲立假主請復封適公族泰山公匿江戶使君伴歸君變身商賈裝公為奴公不慣道途行步屢後君輒叱之關吏視為真遂自橫濱海路達神戶入松山諸士因備前

侯請立之為主而未得命會聞松安公在函館世子在駿君又與一二老臣間行江戶竊迎世子而官軍方攻函館拔公最難託密使於外國商船迎公因欲使父子自首或危其賜死君曰吾斷知無之若有之則屠腹殉之耳 朝廷果減死一等禁錮終身後皆 特旨釋之命泰山公承先祀改藩名為高梁方是時奔走盡力於外者不少而君為之魁余職在度支兼掌外交而藩庫皆為官所封因拮据鳩資送外外報盡到余手取決方谷諸老臣以回報書皆變姓名今猶哀然盈筐而君書居半每閱之想當時苦楚艱辛未嘗不戚戚而藩既再立君受賞祿尋任權少參事辭曰吾所以報藩主畢矣讓家祿幼兒鷹而致仕是為明治三年遂下帷于東京深川又移牛籠諸侯子弟及四方生徒來學者數百人聲名大興 朝廷徵任大學少博士叙正七位尋轉權大外史叙正六位未幾辭職六年文部省囑家居修史及脩史局立任一等修撰叙從五位文部置學士會院選為會員十四年 車駕北巡 特命扈從著隨鑾紀程是歲補宮內省四等出仕尋兼大學教授十八年叙勳六等賜單光旭日章會革制免出仕仍掌編纂事文部設李位授文學博士廿二年任諸陵頭叙勳任二等從四位兼掌圖書寮博物館事又為華族女學校講經翌年叙勳五等賜瑞寶章貴族院立 勅為議員廿四年叙勳四等居二年辭職 特旨叙正四位班錦鷄間祇候亡何侍讀 東宮廿九年一月從 皇太子在葉山離宮病暴作歸養于家 皇太子屢遣使存問又賜金幣及盆栽松梅三十一日就家任宮中顧問官陞勳任一等從三位君感泣拜命二月二日遂薨距生天保元年六月十三日得年六十七 皇上賻素練二疋金壹千圓 皇太子伍百圓嗚呼君起布衣顯達至此榮亦極矣雖然君用文學於順境用忠節於逆境忠節之難擲身命忍辱得一生於九死終身不能忘之是以瀕死猶慕舊主遺言不及侘唯曰葬遺骸于吉祥寺松叟公墓側又曰屬碑文於三島遠叔蓋以余共事逆境也君姓川田氏諱剛字毅卿號甕江少稱竹次郎後更城之助備中淺口郡阿賀崎邨人考諱資嘉妣瀨尾氏幼喪怙恃養於伯舅惟德家甫三四歲惟德示劍與書問其所欲君進取書冊於是專授誦讀稍長歸家從鄉師鎌田玄溪受業業日進嶮然拔儕輩玄溪曰吾非子師勸東游求良師時家產稍

落乃囑所藏書得資赴江戸就古賀茶溪大橋訥庵學經史問文於藤森弘庵又与安井息軒鹽谷宕陰諸老交皆稱其才學然孝資不繼常寄寓貴族若素封家教學相半終至大成君驅幹豐偉曼面龐眉音吐噀而透善講說每上經筵能動 聖聽平生談雜諧諠往往使人解頤然事關大義正襟抗辯毅然不屈為人簡率瀟灑不設城府人樂交之君學宗洛閩兼涉明清諸家折衷公平博通經史百家旁及國典而文章尤其所長條達奔放泉涌瀾翻而格律森嚴博證廣引言皆有物是以文名傾朝野王公大人碑版之文多成其手而應酬忽卒之作得者以為珍稱曰明治文宗然余獨恐其忠節為文名所蔽故詳叙其逆境而順境則略焉蓋亦君之志也室大脇氏有五男六女長男鷹次龍次順次孝悌並殤長女適杉山令吉次殤次適島田鈞一次適川田豐吉次殤次適藁谷英夫詩文集及雜著數部或刊行或藏家銘曰

吁嗟毅卿 何與吾同 同其季齒 同其鄉邦 俱修斯文 俱事斯主 矧共謀議 又共艱苦 功雖弗及 報藩則匹 榮雖弗若 升朝則一 曾侍 國儲 吾承其闕 一朝捨吾 墓銘惟鑑 詞雖弗華 莫逆乎心 明治四十一年龍集戊申二月 塙 杉山令吉敬書 男 鷹謹建 井龜泉鐫

《解読文の読み》

瓮江先生の碑

宮中顧問官従三位勲四等文学博士川田君墓碑銘

宮内大臣正二位勲一等伯爵田中光顯篆額

東宮侍講正四位勲三等文学博士三島毅撰

人を順境に観るは、逆境に観るに若かず。況んや事を逆境に共にする者の之を観るに於てをや。

余は実には川田君と事を逆境に共にする者、墓碑の囑、悪んぞ辞す可けんや。君は壯歳にして学既に成り、名は諸侯の間に聞こゆ。大溝藩主分部侯、延きて賓師と為し、国学を督せしむ。既に又禄百石を給し、以て之を臣とせんと欲す。時に我が松叟板倉公、山田方谷を用いて国政を革め、人才を薦めしむ。方谷将に君を薦めんとし、余の先仕するを以て往きて其の意を問わしむ。君曰く、「公の賢明、行々将に幕政を執らんとす。吾輩も亦驥に附して志を行うに足る。命有らば敢えて辞せず」と。方谷遂に之を薦め、禄するに五十石を以てす。君欣然として、多を辞し寡に就く。江戸邸の督学と為り、尋いで度支副官に転じ、監察に遷る。言聴かれ謀用いらる。

既にして公、果して幕府老中と為り、将に大いに為す所有らんとす。而るに幕末積弊の後を承け、内訌外患駢び至り、独力の能く濟う所に非ず。方谷及び君等、皆謂えらく、「志苟くも行われずんば、退いて藩屏の任を全うするに若かず」と。因りて辞職を勧む。而して公未だ果たさず、大將軍に従い京師に朝す。君偶事を以て西上し、時事の益々為し難きを見、前説を申す。時に大將軍年少く、老中の京師に在る者は唯公一人のみ、罷めて去るに忍びず。君を諭して曰く、「吾大將軍を思うは、猶汝の吾を思うがごとし。汝其れ之を諒せよ」と。因て章服を賜い、東帰す。未だ数年ならずして、伏見の変有り。変に先んずること数日、君上国の事急なるを聞き、単身外舶に駕し大阪に至る。則ち東軍既に敗績し、公は徳川公に従い東還す。藩老熊田恰、残兵を収め港口に在り、將に纜を解かんとす。乃ち与に共に西に去り、玉島港に上る。備前軍之を囲む。恰罪を謝し命を乞うも聴されず、之を君に謀る。君曰く、「一死衆に代わる有るのみ」と。恰乃ち自刃し、備軍引き去る。君因りて松山に入る。備前の別軍、既に徇く藩城を下し、諸士は城外に屏居す。余輩

は老臣を佐け、備前侯に因りて哀訴寛典を乞う。而るに道路梗塞し、上国の消息を聞かず、暗夜呼号するが如し。

君曰く、「公等宜く力を内に尽くすべし。吾は將に外に尽くさんとす」と。乃ち面に薬を点じて紫痣を發し、短褐徒跣、人の奴と為りて京師に入り、弁事秋月種樹に上書して哀れみを乞う。報ぜず。時に或るひと伝う、「公父子宇都宮に拘禁され、乱兵の害する所と為る」と。君憂懼して措かず、東行して之を探らんと欲す。兵馬の往来、譏察甚だ厳なり。乃ち金比羅祠に謁して帰る者と伴り、菅笠素衣、神符を負いて路を岐蘇（木曾）に取る。屢々関吏の疑う所と為り、陳弁僅かに免れ、関東に達す。始めて公父子乱を脱して東走し、在る所を知らずと聞き、之を藩に報ず。藩士はい議り、仮主を立てて復封を請わんと欲す。適公の族泰山公江戸に匿る。君をして伴い帰らしむ。君身を商賈に變じ、公を装いて奴と為す。公道途に慣れず、行歩屢々後る。君輒ち之を叱り、関吏視て真と為す。遂に横浜より海路神戸に達し、松山に入る。諸士備前侯に因り之を立てて主と為さんと請う。而して未だ命を得ざるに、會松叟公函館に在り、世子駿に在るを聞く。君又一二の老臣と江戸に間行し、竊に世子を迎う。而して官軍方に函館を攻めんとし、公を抜くこと最も難し。密使を外国商船に託し、公を迎う。因りて父子をして自首せしめんと欲す。或るひと其の死を賜らんことを危ぶむ。君曰く、「吾断じてこれ無きを知る。若しこれ有らば、則ち屠腹して之に殉ぜんのみ」と。朝廷果たして死一等を減じ、禁錮終身とす。後皆特旨にて之を釋す。泰山公に命じて先祀を承けしめ、藩名を改めて高梁と為す。是の時に方り、奔走力を外に尽くす者は少なからず。而して君は之が魁、為り。余が職は度支に在り、兼ねて外交を掌る。而るに藩庫は皆官の封

ずる所と為り、因て拮据鳩資して外に送る。外報尽く余が手に到り、決を方谷・諸老臣に取り、以て回報す。書は皆姓名を變じ、今猶衰然篋に盈ち、而して君の書は半ばに居る。之を閱し当時の苦楚艱辛を想う毎に、未だ嘗て戚戚たらざんばあらず。而して藩既に再び立ち、君賞禄を受け、尋いで権少参事に任ず。辞して曰く、「吾が藩主に報ずる所以は畢れり」と。家禄を幼児鷹に譲りて致仕す。是れ明治三年為り。遂に帷を東京深川に下し、又牛籠（牛込）に移る。諸侯の子弟及び四方の生徒来り学ぶ者数百人。声名大いに興る。

朝廷徴して大学少博士に任じ、正七位に叙す。尋いで権大外史に転じ、正六位に叙す。未だ幾くならずして職を辞す。六年、文部省家居修史を嘱し、脩史局立つに及び一等修撰に任じ、從五位に叙す。文部学士会院を置くや、選んで会員と為す。十四年、車駕北巡するや、特命にて扈從し、『隨鑾紀程』を著わす。是の歳、宮内省四等出仕に補し、尋いで大学教授を兼ねぬ。十八年、勲六等に叙し、単光旭日章を賜う。革制に会い出仕を免ずるや、仍ち編纂の事を掌る。文部学位を設くるや、文学博士を授く。廿二年、諸陵頭に任じ、勅任二等從四位に叙し、兼ねて図書寮・博物館の事を掌り、又華族女学校の為に経を講ず。翌年勲五等に叙し、瑞宝章を賜う。貴族院立つや、勅して議員と為す。廿四年、勲四等に叙す。居ること二年、職を辞す。特旨にて正四位に叙し、錦鶏間祇候に班り、何くも亡く東宮に侍読す。

廿九年一月、皇太子に従ひ葉山の離宮に在り、病暴かに作り、帰り家に養う。皇太子屢々使を遣わして存問し、又金幣及び盆栽の松・梅を賜う。三十一日、家に就き宮中顧問官に任じ、勅任一等從三位に陞る。君感泣して拜命す。二月二日、遂に薨ず。生を距つこと天保元年六月十三日、年

得ること六十七。皇上素練二疋・金壹千円を、皇太子も伍百円を賜る。

嗚呼、君布衣より起ち、顕達此に至り、榮も亦極まれり。然りと雖も、君は文学を順境に用い、忠節を逆境に用う。忠節の難、身命を擲ち、困辱を忍び、一生を九死に得ること、終身之を忘る能わず。是を以て、死に瀕するも猶旧主を慕い、遺言侘に及ばず、唯曰く、「遺骸を吉祥寺松叟公の墓側に葬れ」と。又曰く、「碑文を三島遠叔に属せよ」と。蓋し余の事を逆境に共にするを以てなり。

君姓は川田氏、諱は剛、字は毅卿、甕江と号す。少くして竹次郎と称し、後城之助と更む。備中浅口郡阿賀崎邸の人なり。考は諱資嘉、妣は瀬尾氏。幼にして怙恃を喪い、伯舅惟徳の家に養わる。甫めて三四歳、惟徳剣と書とを示し、其の欲する所を問う。君進みて書冊を取る。是に於て専ら誦読を授く。稍長じて家に帰り、郷師鎌田玄溪に従い業を受く。業日に進み、嶮然として儕輩を抜く。玄溪曰く、「吾は子の師に非ず」と。東游して良師を求めんことを勧む。時に家産稍落つ。乃ち蔵する所の書を鬻ぎ、資を得て江戸に赴く。古賀茶溪・大橋訥庵に就き経史を学び、文を藤森弘庵に問う。又安井息軒・塩谷岩陰諸老と交わり、皆其の才学を称す。然れども学資継がず、常に貴族若しくは素封家に寄寓し、教学あい半ばし、終に大成に至る。君馭幹豊偉、曼面龍眉、音吐囁にして透る。善く講説し、経筵に上る毎に、能く聖聰を動かす。平生の談は諧謔を雑え、往往人をして頤を解かしむ。然れども事大義に關しては、襟を正し弁を抗し、毅然として屈せず。人と為り簡卒瀟灑、城府を設けず、人樂しんで之と交わる。君学は洛閩を宗とし、兼ねて明清諸家に涉り、折衷公平、博く經史百家に通じ、旁ら国典に及ぶ。而して文章は尤も其の長ずる所、條達奔放、

泉涌瀾翻して格律森嚴、博証広引、言皆物有り。是を以て文名朝野を傾け、王公大人の碑版の文、多く其の手に成る。而して応酬忽卒の作も、得る者以て珍と為す。称して曰く、「明治の文宗なり」と。然れども余独り、其の忠節、文名の蔽う所と為るを恐る。故に其の逆境を詳叙して、順境は則ち略せり。蓋し亦君の志ならん。

室は大脇氏、五男六女有り。長男は鷹、次は龍、次は順、次の孝・悌は並びに殤す。長女は杉山令吉に適き、次は殤す。次は島田鈞一に適き、次は川田豊吉に適き、次は殤す。次は藁谷英夫に適く。詩文集及び雜著数部、或いは刊行され、或いは家に蔵す。銘に曰く。

吁嗟毅卿、何ぞ吾と同じき。其の年齒を同じうし、其の郷邦を同じうす。俱に斯文を修め、俱に斯主に事う。矧や謀議を共にし、又艱苦を共にす。功及ばずと雖も、藩に報ずるは則ち匹び、榮若かずと雖も、朝に升るは則ち一なり。曾て国儲に侍し、吾其の闕を承く。一朝吾を捨て、墓銘ただ鐫す。詞華ならずと雖も、心に逆らう莫し。

明治四十一年龍集戊申二月

壻

杉山令吉敬書

男

鷹謹んで建つ

井龜泉鐫

*田中光顯・たなかみつあき 天保十四年(1843)～昭和十四年(1939) 明治時代から昭和時代前期にかけての陸軍軍人、官僚、政治家。号は青山。天保十四年閏九月二十五日、浜田充美・献子みづよの長男(第二子)として土佐国高岡郡佐川村に生まれる。はじめ浜田辰弥、ついで改名して田中謙助と名乗り、のち光顯と改めた。家は土佐藩の国老深尾家(一万石)の新小姓格で、二人半扶持という軽格の郷士であった。高知に出て武市瑞山に学び、勤王党に加わり、文久三年(1863)上洛して諸藩の志士と交遊した。帰郷後、勤王党の弾圧にあい、蟄居・謹慎を命ぜられたが、元治元年(1864)長州藩の尊王倒幕運動を援助するため脱藩。中岡慎太郎とともに薩長連合の成立に尽力し、慶応二年(1866)第二次長州征討に従軍して幕府軍と戦った。また中岡の死後は陸援隊を統率。明治元年(1868)新政府に出仕し、兵庫県権判事・会計監督司知事・大蔵少丞・戸籍頭などを経て同四年―六年理事官として岩倉使節団に加わり、欧米諸国を視察、使節団の会計をつとめた。帰国後陸軍省に入り、西南戦争で兵站事務を統括。十四年陸軍少将。陸軍省会計局長・参事院議員・恩給局長官などを歴任。十八年内閣書記官長に就任、ついで在職のまま元老院議員に任ぜられた。この間、伊藤博文・山県有朋らの知遇を受けた。二十年子爵授与。二十二～二十四年警視總監。二十三年帝国議會開設に際して、子爵団から貴族院議員に選出されたが、翌年辞任。その後、宮中顧問官兼帝室会計審査局長・宮内次官・宮内省図書頭を経て、明治三十一年二月第三次伊藤内閣の時、宮内大臣に就任。以来十一年余にわたってその地位にあり、天皇の側近に仕え、宮中

政治家として大きな勢力を確立した。四十年伯爵に陞しょうしやく爵。しかし、西本願寺法主大谷光瑞の須磨別邸を皇室の離宮(武庫離宮)として買い上げたことから、西本願寺疑獄事件との関連を噂されて、後年、世の非難を浴びた。四十二年六月宮内大臣を辞任し、以来、政治の表舞台からは引退した。大正七年(1918)八年臨時帝室編修局総裁をつとめた。日本歴史に造詣深く、宮内大臣在任中には、正倉院宝物や京都御所内の東山御文庫の典籍などの調査・研究の途を、学者に開いた。また、長年にわたって明治維新の志士の遺墨などの蒐集につとめ、晩年には、青山文庫(高知県高岡郡佐川町)・多摩聖蹟記念館(東京都多摩市連光寺)・常陽明治記念館(茨城県東茨城郡大洗町)などの設立に尽力し、これらの遺墨・遺品を寄贈して一般に公開した。とりわけ多摩聖蹟記念館には、伊藤博文や山県有朋の田中宛書簡合計四百数十通を中心とする『田中光顯文書』が保存されている(現在は法政大学図書館に移管)。著書に『維新風雲回顧録』がある。昭和十四年三月二十八日死去。九十七歳。(裾分由美子・調、『国史大辞典』)

*以余先仕使往問其意 安政四年(1827)中洲は方谷の勧めで松山藩に出仕、九月、播磨の諸藩を歴遊して京都に至り、丹波亀山に行き、また川田甕江を近江の大溝の寓居に訪ね、山田方谷の意志を伝えて松山侯に仕えるように勧めた。(三宅昭三・調、山田琢・石川梅次郎著『山田方谷・三島中洲』明徳出版社刊)

*度支・タクシ 官名。天下の租賦物産を調べ、國家の入費を査定して収支の調整をはかることを掌るので度支といふ。(三宅昭三・調、『大漢和』)

*駢・ヘン ならぶ。ならべる。(三宅昭三・調、『大漢和』)

- *藩屏・ハンペイ まがき。かこひ。又、まもりとなるべき諸侯の稱。(三宅昭三・調、『大漢和』)
- *大將軍 第十四代征夷大將軍徳川家茂。(平松勝利・調)
- *章服・シヤウフク 紋、又は記號などのあやのある著物。禮服。(三宅昭三・調、『大漢和』)
- *敗績・ハイセキ いくさにひどくまける。大敗。(井上靖子・調、『大漢和』)
- *徳川侯 第十五代征夷大將軍徳川慶喜。既に將軍職を辞していたから「徳川侯」とする。(平松勝利・調)

*遜・ソン のがれる。にげる。(平松勝利・調、『大漢和』)

*熊田恰・くまたあたか 文政八年(1825)一月二十日、慶応四年(1868)一月二十二日 備中松山藩士。名は矩芳(のりよし)。通称は恰。松山藩士熊田武兵衛の三男として松山城下本丁に生まれる(『昔夢一斑』)。幼くして藩校有終館に学ぶ。新影流の師範として仕えていた父に武芸の手ほどきを受け、さらに伊予国(現愛媛県)宇和島で剣術を修めて、三年後に新影流の奥義を極めて帰国した。嘉永元年(1848)死去した父の跡を継いで門弟の教授、育成に努めた。恰は平素から口ぐせのように「怒りは武士の恥である」と子弟に論じたという(『熊田恰』)。近習、物頭、番頭役を経て年寄役となり、慶応四年鳥羽・伏見の戦いが勃発した時、藩主板倉勝静の親衛隊長として大坂詰で活躍した。この戦いの後、前將軍徳川慶喜に従い東下する勝静から帰藩を命ぜられ、部下百五十余人とともに海路備中玉島に帰着した。藩地での謹慎を願ったが、岡山藩を中心とする鎮撫使の征討を受けた松山藩ではこれを許さず、挙藩恭順路線を貫くためには、恰の自刃もやむなしとした。

これを知った恰は、水野湛以下百五十余人の助命の歎願書に自署し、従容として自刃した。これにより戦火を免れた玉島の人々は、その徳を追慕し、この恩に感謝して羽黒山上に祠を建て、遺刀を納めて祀った。松山藩では家老格を追贈し、白米三十俵を贈与するとともに、嗣子金太郎に對して百石を増した。自刃に感動した岡山藩主池田茂政も遺族に金十五両と米二十俵を贈った。

(三宅昭三・調、『岡山県歴史人物事典』)

- *屏居・ヘイキヨ 世を退いてかくれ住む。隠居。(井上靖子・調、『大漢和』)
- *短褐・タンカツ みじかい荒ぬのの著物。賤しい人のきる著物。(三宅昭三・調、『大漢和』)
- *徒跣・トセン すあし。はだし。(三宅昭三・調、『大漢和』)
- *辨事・弁事・ベンジ 明治初年の総裁局の職員。参与職の公卿などがこれに任じ、局の庶務をつかさどった。(三宅昭三・調、『広辞苑』)
- *譏察・キサツ とがめしらべること。(安原梨乃・調、『大漢和』)
- *松宴公↓板倉勝静 「宴」は「叟」と同意。(安原梨乃・調、『大漢和』)
- *黍山公・しょざんこう↓板倉勝弼・いたくらかつすけ 弘化三年(1846)五月六日、明治二十九年(1896)十月二十一日。備中松山藩(高梁藩)の第八代(最後)の藩主、子爵。父は第五代藩主・板倉駿の弟・板倉勝喬(勝弼は五男)。母は石田氏。正室は太田氏。側室に森嶋氏。官位は従五位、正四位。法号は中興院漆山源昌大居士。(安原梨乃・調、『フリー百科事典・ウィキペディア』)
- *衰然・ホウゼン 「衰」はあつまる、おほい。(『大漢和』) 「然」は形容詞の後につけて状態を表す意味がある。「衰然」は多い様子。(安原梨乃・調)